

18012

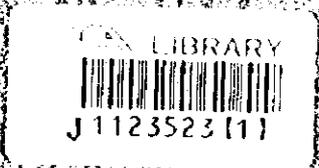
社会開発協力部報告書

パナマ

電気通信訓練センタープロジェクト

巡回指導調査団報告書

平成7年3月



国際協力事業団

18012
JR
95 002

パ ナ マ

電気通信訓練センタープロジェクト

巡回指導調査団報告書

平成7年3月

国際協力事業団



1123523 [1]

序 文

パナマ国政府は、同国の発展にはデジタル電気通信網の拡充と高度化が必要不可欠であると考え、電気通信庁（INTEL）傘下のパナマ電気通信訓練センターにおいて、新技術導入のための訓練を実施する計画を立て、日本に協力を要請してきた。

これに応じてわが国は、1990年7月に討議議事録（Record of Discussions：R/D）署名を交わし、デジタル伝送と光ファイバーケーブル伝送の2分野について、センター指導員への技術移転を目的とするプロジェクト方式技術協力を開始した。しかし、立ち上がりの遅れとストライキの影響で予定どおりプロジェクトが進捗せず、協力期間を、当初の取り決めにあった1994年7月までの4年間から、さらに2年間延長した経緯がある。

プロジェクト延長後約半年を経過したので、延長取り決めに当たり日本側がパナマ側に提示した条件の履行状況を調査・確認すると共に問題点について先方関係者と協議するため、国際協力事業団は郵政省大臣官房国際部国際協力課国際協力調査官高橋富雄氏を団長とする巡回指導調査団を1995年（平成7年）1月22日から2月3日までパナマに派遣した。

本報告書は、同調査団による調査及び協議結果を取りまとめたものである。

ここに、調査の任に当たられた団員の方々、及びご協力頂いた外務省、郵政省、日本電信電話株式会社、在パナマ日本大使館、その他関係機関の方々に心から感謝の意を表すると共に、今後のご支援をお願いする次第である。

平成7年3月

国際協力事業団
社会開発協力部
部長 後藤 洋



ミニッツ署名
(左：高橋団長)
(右：ポーラスINTEL総裁)

協議状況

右より、甲斐リーダー
モラ人事部長
カスティリョ
プロジェクト長
ポランコ管理総局長



コース実施状況

目 次

序 文

写 真

目 次

1. 巡回指導調査団の派遣	1
1-1 調査団派遣の経緯及び目的	1
1-2 調査団の構成	2
1-3 調査日程	3
1-4 主要面談者	4
2. 総括及び提言	5
3. プロジェクト活動状況	7
3-1 協力部門別活動	7
3-1-1 デジタル伝送	7
3-1-2 光ファイバーケーブル伝送	7
3-1-3 専門家の業務活動	7
3-1-4 カウンターパートの技術習得度	7
3-1-5 訓練コース実施状況	7
3-1-6 カリキュラム、レッスンプラン、教材等の作成状況	8
3-1-7 供与機材の利用状況	8
3-2 パナマ側インプット	9
3-2-1 ローカルコスト	9
3-2-2 カウンターパート配置状況	9
3-3 日本側インプット	9
3-3-1 専門家派遣	9
3-3-2 研修受け入れ	9
4. プロジェクト活動計画	11
5. 実施運営上の問題点等	13
5-1 プロジェクト実施運営上の問題点と解決策	13
5-2 協力期間延長時に提示した条件の履行状況	13

付表一覧

表-1	コース実施状況及び終了時までの計画線表	17
表-2	コース実施状況	18
表-3	カウンターパート別コース担当状況（伝送分野）	19
表-4	カウンターパート別コース担当状況（光ファイバー分野）	20
表-5	カリキュラム、レッスンプラン、教材等の作成状況表	21
表-6	供与機材利用状況表	33
表-7	パナマ側投入（年度別予算及び実行額）	43
表-8	パナマ側投入（1995年度INTEL側予算）	45
表-9	パナマ側投入（1995年度INTEL側予算細目）	46
表-10	パナマ側投入（カウンターパート及び管理要員配置状況表）	47
表-11	カウンターパート研修状況表（1994年度）	49

付属資料

1	ミニッツ	53
2	調査結果表	69
3	INTEL民営化（再構築）法案可決の新聞記事（西文及び和文（翻訳））	79
4	INTEL民営化（再構築）法令（西文及び和文（翻訳））	83
5	機械、工具、技術マニュアル、文房具等の貸し出し申請（西文及び和文（翻訳））	111
6	コースの需要予測方法（西文及び和文（翻訳））	117
7	コース実施方法（西文及び和文（翻訳））	133

1. 巡回指導調査団の派遣

1-1 調査団派遣の経緯及び目的

本プロジェクトは、1988年2月予備調査、9月事前調査、翌1989年3月の長期調査を経て、1990年7月にR/D署名を交わし、プロジェクト方式技術協力が開始された。協力の内容は、電気通信訓練センターでデジタル伝送と光ファイバーケーブル伝送の2分野の訓練コースを実施するパナマ側インストラクター等に対し、日本側が技術面の指導・助言を行うものであり、協力期間は4年間であった。しかしながら、1993年10月の評価調査において、当初計画した訓練コースが一部未実施であったことから、協力期間を2年間延長することとなり、翌1994年3月に延長R/Dの署名が行われた。

今般、延長後初の調査団として(1)協力期間の延長に当たり、日本側がパナマ側に提示した延長条件の履行状況を調査、確認し、プロジェクト実施・運営にかかる問題点について整理すると共に、日本人専門家及び先方機関との協議を通じその解決を図ること。(2)訓練コースの実施状況を確認すると共に、プロジェクト協力期間終了までの活動計画の確認を行うこと。また、あわせて、INTELの民営化についての情報を収集することを目的に巡回指導調査団が派遣された。

1-2 調査団の構成

分野	氏名	所属
総括 Leader	高橋 富雄 Tomio Takahashi	郵政省大臣官房国際部国際協力課国際協力調査官 Special Adviser, International Cooperation Division, International Affairs Department, Ministry of Posts and Telecommunications
デジタル伝送 Digital Transmission	青木 繁次 Shigeji Aoki	日本電信電話株式会社国際部担当部長 Senior Manager, International Affairs Department, Nippon Telegraph and Telephone Corporation(NTT)
光ファイバーケーブル伝送 Transmission of Optical Fiber Cable	合津 政幸 Masayuki Aizu	日本電信電話株式会社国際部開発協力部門中南米担当 Staff, Latin America Region International Affairs Department, NTT
協力企画 Cooperation Planning	松岡 正幸 Masayuki Matsuoka	国際協力事業団社会開発協力部社会開発協力第2課職員 Staff, Second Technical Cooperation Division, Social Development Cooperation Department, JICA
通訳 Interpreter	吉川 敦子 Atsuko Yoshikawa	日本国際協力センター研修監理員 Training Coordinator, Japan International Cooperation Center

1-3 調査日程

日 順	月 日	移 動 及 び 業 務
第1日	1月22日(日)	・成田出発12時10分JL010 シカゴ経由→マイアミ
第2日	23日(月)	・マイアミ →パナマ着13時54分
第3日	24日(火)	・JICA事務所打合せ ・在パナマ日本大使館表敬、経済企画省、電気通信庁表敬 ・専門家との打合せ
第4日	25日(水)	・実施体制の調査、確認 (プロジェクトサイト)
第5日	26日(木)	・プロジェクト実施状況の調査確認 (INTEL本部)
第6日	27日(金)	・プロジェクト実施計画(活動計画)の調査、確認 (INTEL本部) ミニッツ案協議
第7日	28日(土)	・資料調理、団内打合せ
第8日	29日(日)	・資料整理、団内打合せ
第9日	30日(月)	・ミニッツ案協議 ・ミニッツ署名交換
第10日	31日(火)	・日本大使館及びJICA事務所報告
第11日	2月1日(水)	・パナマ出発9時00分AA976 マイアミ経由→ニューヨーク
第12日	2日(木)	・ニューヨーク
第13日	3日(金)	・成田着16時15分

1-4 主要面談者

(1) パナマ側

経済企画省

- ・ Alfredo Broce 国際協力担当部長
- ・ 有本 稔 個別派遣専門家

電気通信庁

- ・ Juan Ramon Porras 総裁
- ・ Rogelio Avila 副総裁
- ・ Ruben D. Samudio 技術総局長
- ・ Juan I. Polanco 管理総局長
- ・ Concepcion Ceballo 都市管理局長
- ・ Rigoberto Munoz 地方管理局長
- ・ Lucila Mora 人事部長
- ・ Alberto Ostia 電気通信学園長
- ・ Edwin Castillo プロジェクト長

(2) 日本側

在パナマ日本大使館

- ・ 甲斐 紀武 全権特命大使
- ・ 倉田 亮一 公使
- ・ 浅輪 宇充 二等書記官

JICAパナマ事務所

- ・ 花田 真人 所長
- ・ 前田 英男 所員

プロジェクト専門家

- ・ 甲斐 格 チーフアドバイザー
- ・ 工藤 喜代治 業務調整
- ・ 福井 宏侑 光ファイバーケーブル伝送分野専門家
- ・ 福岡 昭一 デジタル伝送分野専門家

2. 総括及び提言

本プロジェクトは1990年8月に開始されたが、立ち上がりが遅かったこと、スト等の原因でコースの開催回数が少なく十分な技術移転ができなかったことから、プロジェクト終了の1994年7月までには所期の目的が達成することが困難であるとの判断に立ち、93年12月JICAパナマ事務所とINTELとの間でR/Dを締結して2年の延長が決定された。その後、長期専門家1名の派遣、INTEL側の専任プロジェクト長の選任等プロジェクトの強化が図られ精力的なコース運営が実施された。今までのコース実施状況から判断して延長期間終了の1996年7月までにはコース回数の完全消化及び指導要領、教材、カリキュラムの作成等インストラクターが自ら教壇に立てるための要領を収得するという所期の目的は達成できるものと思われる。

(1) コースの実施状況

1994年迄のコース実施状況は、延べ39回、中でも当初遅れが目立っていた伝送上級コースについては、各1回のコースが実施されており遅れをとり戻している。今後のコース実施計画から判断して、終了時までには所期の予定回数（少なくとも各コース2回以上）の実施は可能と思う。

(2) 行事等の実施

INTELの要請に応え、最新の電気通信技術のためのセミナーを開講して大学生、INTEL技術者等の技術レベル向上、INTEL内外に対する本プロジェクトのPR等に努めている。これは、INTEL技術者等の技術レベル向上はもちろん日本専門家のプレゼンスアップにも寄与できた。

(3) 専門家の充足等

長期専門家1名の派遣があり、プロジェクトリーダーが総括業務に専念でき効果的な指導ができるようになった。

カウンターパートについては延べ21名が配属され、伝送と光ケーブルのグループごとに責任者を配置する等運営強化が図られた。

(4) 1994年パナマ側の予算の履行状況

1994年の予算執行状況は概ね当初の予算どおりに執行されており、1995年の計上予算から判断して本プロジェクトの予算は順調に推移していくものとする。

(5) 機材の管理

盗難防止のため構内の周囲に有刺鉄線を張り、機材の貸出には責任者を配置する等、機材の保管・管理に努めている。

(6) INTEL新人事に伴う本プロジェクトの位置づけ

総裁、副総裁等上部の人事異動があったが、本プロジェクトはパナマにとって重要案件であるとの認識は変わらず、今後の対応に変化はないものと思う。

(7) その他

パナマ国会において2月1日、国営電気通信庁（INTEL）のリストラ法案が可決された結果、INTELは1年後に新たな株式会社として発足することになった。INTEL株の49％は一般に譲渡することとなっている。将来の訓練センターの位置づけについて内務大臣、INTEL幹部に質したところ、「通信事業の重要性に鑑みセンターは従来どおりINTELが管理することになるだろう。」と回答があったものの一般に譲渡する株の重みを考えると今後の会社の運営方針を慎重に見守る必要があると考える。

3. プロジェクト活動状況

3-1 協力部門別活動

3-1-1 デジタル伝送

デジタル伝送分野のコース実施状況は、表-1及び表-2のとおりであり、1994年の実施状況は、年度初計画どおりにすべて実施されており、プロジェクト終了時までには着実に技術移転が行われると判断できる。

上級コースのカリキュラムはレベル及び質とも高く設定しているため、カウンターパートの技術力を向上させるためには効果的であり、計画どおりのコース実施が必要である。

3-1-2 光ファイバーケーブル伝送

光ファイバーケーブル伝送分野についても同様であり、順調にコース実施されており、着実に技術移転が進捗している。

各コースとも2回以上実施されており、レッスンプランの作成も既に数回の見直しが行われている。

3-1-3 専門家の業務活動

専門家の活動内容は、教科書、レッスンプラン、教材、その他訓練に必要な材料の作成に対する指導、訓練用教材の保守・操作指導、教授方法の指導を行うことであるが、カウンターパートとの密接な連携により順調に行われている。また、上記活動の他、INTELからの依頼によりカウンターパートを含めて、本プロジェクトの部外へのPR、大学等での電気通信セミナーの開催、現場からの検討要望事項の対応等実施しており、成果を上げている。

3-1-4 カウンターパートの技術習得度

(1) デジタル伝送

全てのカウンターパートは、表-3のとおり各自が担当する全コースの入門、基礎、上級レベルの授業を担当または副担当の立場で1回以上担当している。コース担当の回数、受持ち時間は、各カウンターパート間でバランスがとれており、順調に技術習得していると判断される。

(2) 光ファイバーケーブル伝送

一部のカウンターパートは、表-4のとおり一度も保守・運用コースを担当していないが、今後のコース実施計画で同コースを複数回担当することになっている。

3-1-5 訓練コース実施状況

昨年度の終了時評価の際には、職員のスト等によりコース進捗に遅れが見られたが、それ以降コース実施の障害となる大きな問題が生じなかったため、表-1のとおり1994年

は、当初計画どおりのコースが実施された。1994年末までにデジタル伝送分野は21コース（202名）、光ファイバーケーブル伝送分野は18コース（249名）実施された。

3-1-6 カリキュラム、レッスンプラン、教材等の作成状況

カリキュラムの作成は、表-5のとおり全てのコースで完成している。レッスンプランは各コース、科目とも全て作成されているが、暫定版として作成されたものであり、今後も見直しが必要である。しかしながら、数多く実施されたコース程完成度が高いことから、見直し回数の少ないコースについても計画どおりコース実施されることでより良いものが完成すると考えられる。

3-1-7 供与機材の利用状況

供与機材の利用状況は、表-6のとおり非常に良く利用されており、コース担当者は事前に操作確認を行っている。

新しく供与された機材については、専門家立会のもと動作チェックが行われていた。カウンターパートの機材操作能力向上については、各コース開始3ヶ月前にコース担当者が作業計画に基づきチェックを行い、機器の操作確認をすることになっている。また、ルータ通信機材の据付け工事は、カウンターパートが実施しており、これも技術向上の一因となっている。

供与機材が故障した場合の対応方法として、内部で修理可能かチェックし、不可能であれば海外へ修理依頼することとなっているが、ほとんどが海外に頼っている状況である。従って、利用頻度が高く、消耗度の高い光ファイバー心線融着接続機が故障した場合は、コース実施に多大な影響を与えることが予想されるため、問題が発生した場合を想定し、予備機等を準備する体制を整える必要がある。また、プロジェクトが終了した後も供与機材が有効に利用されるよう保守体制を確立する必要がある。

なお、測定機器等の移動可能な供与機材の保守管理については、センター内規により総務課長が総合管理責任者となり、デジタル伝送、光ファイバー伝送の各分野より2名が機材管理者に任命されている。機材の利用については、誰もが簡単に利用できるのではなく、利用申請書による申請がなければ利用できないこととなっている。貸し出しの流れは以下のとおりである。

- ① 申請書に必要事項を記入。
- ② 係長の承認を得た後、各分野の機材管理者に申請書を提出。
- ③ 機材管理者は、総務課長（倉庫の鍵を保管）に書類を手交。
- ④ 総務課長及び機材管理者は、倉庫から機材を取り出し、申請者立会のもと機材の動作を確認。
- ⑤ 動作確認で問題がなければ申請者に機材を貸し出す。使用后2日以内に返却を義務

付け。返却は、貸出し時と同様の手順。

3-2 パナマ側インプット

3-2-1 ローカルコスト

1994年度のパナマ側のプロジェクトのための予算及びその執行状況は、表-7のとおりであり、概ね当初計画どおりの執行となっている。また、1995年度の予算額は、336,447バルボアで、その内訳は表-8及び表-9のとおりである。これまでの予算執行状況にかんがみ、本年度も順調に執行されるものと思われる。

3-2-2 カウンターパート配置状況

現在のカウンターパート及び管理要員は、表-10のとおりである。R/Dに明記されているデジタル伝送分野及び光ファイバーケーブル伝送分野のカウンターパートの数は、それぞれ9名、6名であり所要の人数は、確保されている。昨年の評価調査時と比較し、2名の異動があったが、いずれも日本人専門家に技術移転状況を確認した上での異動であり、リーダー及び日本人専門家は、当該カウンターパートへの技術移転が完了したとみなされたため異動に同意している。また、パナマ側からは、当該人事について「現場経験蓄積及び習得技術の活用・普及のための人事異動であった。」との説明があった。

3-3 日本側インプット

3-3-1 専門家派遣

日本人専門家の体制は、これまでリーダーが兼務していたデジタル伝送の長期専門家を1994年6月に派遣され4名体制となった。これにより、プロジェクトリーダーが総括業務に専念でき効果的な指導ができるようになったものと認められる。なお、短期専門家の派遣は、効果的な長期専門家の派遣・交代により、現体制で技術移転ができるものと判断され、今年度の派遣はなかった。

3-3-2 研修員受け入れ

研修員受け入れ実績は、ミニッツANNEX 4のとおり3名の受け入れを行っており、研修成果等を表-11に示す。

4. プロジェクト活動計画

プロジェクト協力期間終了までの実施計画は、表-1及び表-2のとおりである。1994年度は計画どおり実施されており、1995年度の計画コース数は、前年ベースで計画されているため、本計画は問題なく実施できるものと判断する。

また、各コース参加者の選定には、プロジェクト作成のコース需要予測方法にあるように、技術レベル、知識力、コース受験経験等を調査し、配属先ならびにプロジェクト内において十分検討されている。コース開始前には各種作業が線表化されており、開始直前にはコース参加者への周知も行われている。(コース実施方法参照)

従って、本プロジェクトにかかる技術移転は、本計画に示されるコースが実施されることで達成するものとする。

レッスンプランの見直しに関しては、コース実施の遅れにより進捗が遅れていたが、コースは確実に実施されていることから見直しについても完了するものとする。

5. 実施運営上の問題点等

5-1 プロジェクト実施運営上の問題点と解決策

プロジェクトの実施、運営状況は、1993年10月に実施された終了時評価の時点で、ストライキ等の影響でコース進捗に遅れを生じ、技術移転に問題があったが、その後はINTEL側との協議の成果及びプロジェクト側の運営管理努力により大きな問題もなく伸展している。しかしながら、カウンターパートの超過勤務手当が全額支給されない等の処遇面での問題点が発生しているが、現在のところ解決策は見いだされていない。なお、カウンターパートがコース開始時間に遅れ、コース運営に支障をきたしていたことに関しては、タイムカードを導入することで解決された。さらに、四半期報告で報告のあったコース開催直前での研修参加者の突然の変更が多発した問題については、家族にかかる問題等個人的な原因のものも多く、問題解決は困難であるが、プロジェクト側から直接本人に研修参加の確認を取る等のできる範囲の努力、改善は行っている。

また、カウンターパートは、自分の得意な分野以外の指導を避けて授業を行うことが多々あり、そのことが訓練生の試験結果にマイナスとして反映していたが、レスンプランの見直しにより改善されている。不得意な分野については、個々に教育技術の実習及び研究授業等の強化研修を行い、不得意分野を解消するような対応がなされている。

なお、技術移転は順調に推移しているが、本プロジェクト終了後も継続した運営が可能となるような人的交流を推進していかなければ、プロジェクト終了後のセンターの継続性に問題が生じるものと思われる。

5-2 協力期間延長時に提示した条件の履行状況

(1) カウンターパートが技術移転を終了するまで異動及び離職により技術協力に支障がないよう必要な措置を取る。

→カウンターパートの異動が実施されているが、技術協力・技術移転には支障は生じていない。

(2) カウンターパートが2回以上のコースを実施することを技術移転の目安とする。

→技術協力期間終了までに、全カウンターパートが同一コースを2回以上実施するよう計画されており、また、コースも順調に開催されていることから、技術移転は完了すると判断できる。

(3) 期間終了までに各コースを少なくとも2回以上実施すること。

→デジタル伝送分野の1コースを除けば、既に2回以上実施されている。未実施のデジタル伝送分野の1コースは、搬送システム保守運用コースであるが、平成7年5月か

らの実施が計画されており、2回以上の実施は確実である。

(4) 年度当初に具体的なコース実施時期、カウンターパート、訓練コース参加者名を確定し、計画を遂行すること。

→合同委員会により年度当初に当該年度の実施計画を審議・承認後、遂行している。1995年度の実施計画については、1994年12月に開催された合同委員会で承認されており、承認計画に基づきコースが開催されている。

(5) 将来的に現場との適切な人事異動体制を整える。

→プロジェクト終了時における各コースの継続性、技術レベルの維持を考慮し、技術協力に支障の無い範囲で人事異動が実施されている。

(6) プロジェクト以外の活動への参加を控え、訓練コースの実施に専念させる。

→大学のセミナーに参加しているが、訓練コースの実施には問題は発生していない。

付 表 一 覧

- 表-1 コース実施状況及び終了時までの計画線表
- 表-2 コース実施状況
- 表-3 カウンターパート別コース担当状況（伝送分野）
- 表-4 カウンターパート別コース担当状況（光ファイバー分野）
- 表-5 カリキュラム、レッスンプラン、教材等の作成状況表
- 表-6 供与機材利用状況表
- 表-7 パナマ側投入（年度別予算及び実行額）
- 表-8 パナマ側投入（1995年度INTEI側予算）
- 表-9 パナマ側投入（1995年度INTEI側予算細目）
- 表-10 パナマ側投入（カウンターパート及び管理要員配置状況表）
- 表-11 カウンターパート研修状況表（1994年度）

表-3 カウンターパート別コース担当状況 (伝送分野)

専任担当	氏名	入						基						上						級					
		無線(RD-A)			放送(MUX-A)			無線(MD-B)		放送(MUX-B)		ルール(RDS-B)		無線(MD-C)		放送(MUX-C)		ルール(RDS-C)		無線(MD-D)		放送(MUX-D)		ルール(RDS-D)	
年	月	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	③	④
7170	7171	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7172	7173	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7174	7175	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7176	7177	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7178	7179	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7180	7181	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7182	7183	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7184	7185	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7186	7187	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7188	7189	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7190	7191	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7192	7193	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7194	7195	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7196	7197	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7198	7199	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7200	7201	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ ◎は予、○及び△は担当授業単位による (時間=単位×1.5)
 ※ 予定は、95年分まで

入門コース

表-5 カリキュラム、レッスンプラン、教材等の作成状況表

無線系 (RD-A)

1994年12月末現在

科目目	A. シラバス	B. カリキュラム	C. レッスンプラン	D. 教科書	E. 教材	材
1. 通信応用数学	○	○	1	3	3	
2. デジタル回路理論	○	○	1	3	3	
3. デジタル伝送	○	○	2	3	3	
4. デジタル変復調回路	○	○	2	3	3	
5. フェージングとその対策	○	○	2	3	3	
6. 基礎回路実習	○	○	2	3	3	

※AおよびBは、有る無しによって○または×
 ※C、DおよびEは無しの場合は0で有りの場合は1、見直し済を2、完成済を3の3段階評価とする。

入門コース

搬送 (M U X - A)

1994年12月末現在

科目 目	A. シラバス	B. カリキュラム	C. レッスンプラン	D. 教 科 ・ 書	E. 教 材
1. 通信応用数学	○	○	1	3	3
2. デジタル回路理論	○	○	1	3	3
3. デジタル伝送	○	○	2	3	3
4. デジタル信号の多重	○	○	2	3	3
5. デジタル中継再生中継	○	○	2	3	3
6. 基礎回路実習	○	○	2	3	3

※AおよびBは、有る無しによって○または×
 ※C、DおよびEは無しの場合は0で有りの場合は1、見直し済を2、完成を3の3段階評価とする。

基礎コース

マイクロ (MO-B1)

1994年12月末現在

科目	A. シラバス	B. カリキュラム	C. レッスンプラン	D. 教科書	E. 教材
1. デジタル無線システム	○	○	1	3	3
2. デジタル無線システム 保守運用	○	○	1	3	3
3. 無線送受信装置	○	○	1	3	3
4. 変復調装置	○	○	1	3	3
5. 監視制御装置	○	○	1	3	3
6. 発動発電機	○	○	1	3	3
実習					
マイクロ機器	○	○	1	3	3
変復調器	○	○	1	3	3
監視制御装置	○	○	1	3	3

※AおよびBは、有る無しによって○または×
 ※C、DおよびEは無しの場合は0で有りの場合は1、見直し済を2、完成を3の3段階評価とする。

基礎コース

搬送 (M U X - B 1)

1994年12月末現在

科 目	A. シラバス	B. カリキュラム	C. レッスンプラン	D. 教科書	E. 教材
1. 搬送システム概要	○	○	1	3	3
2. ファイル 搬送システム保守運用	○	○	1	3	3
3. P C M 多重化装置	○	○	1	3	3
4. 光端局装置、ラインSW オーダワイヤー(O/W)	○	○	1	3	3
5. 実習室装置構成	○	○	1	3	3
実 習	○	○	1	3	3
8M-140M 多重化装置 O/T, L-SW, O/W装置	○	○	1	3	3

※AおよびBは、有る無しによって○または×
 ※C、DおよびEは無しの場合は0で有りの場合は一応作成を1、見直し済を2、完成を3の3段階評価とする。

基礎コース

ルーラル電話 (RRS-B1)

1994年12月末現在

科目	A. シラバス	B. カリキュラム	C. レッスンプラン	D. 教科書	E. 教材
1. ルーラル無線システム	○	○	1	3	3
2. ルーラル無線システム保守運用	○	○	1	3	3
3. 基地局装置	○	○	1	3	3
4. 符号化装置	○	○	1	3	3
5. 加入者端末機と中継器	○	○	1	3	3
6. 集線装置	○	○	1	3	3
7. 発動発電機と制御装置	○	○	1	3	3
実習	基地局設備	○	1	3	3
	制御器と交換機	○	1	3	3
	中継局装置・加入者端末局装置	○	1	3	3

※AおよびBは、有る無しによって○または×
 ※C、DおよびEは無しの場合は0で有りの場合は一応作成を1、見直し済を2、完成を3の3段階評価とする。

上級コース

マイクログ (MO-C1)

1994年12月末現在

科目	A. シラバス	B. カリキュラム	C. レッスンプラン	D. 教科書	E. 教材
1. 通信システム概要	○	○	1	3	3
2. 伝送システム概要	○	○	1	3	3
3. マイコ端局装置保守運用	○	○	1	3	3
4. マイコ中継局装置保守運用	○	○	1	3	3
5. 監視・制御システム	○	○	1	3	3
6. 統計管理	○	○	1	3	3
7. 安全管理	○	○	1	3	3
8. 回線設計	○	○	1	3	3
9. 無線回線試験	○	○	1	3	3
10. 測定器および測定	○	○	1	3	3
実	○	○	1	3	3
習	○	○	1	3	3

※AおよびBは、有る無しによって○または×
 ※C、DおよびEは無しの場合は0で有りの場合は一応作成を1、見直し済を2、完成を3の3段階評価とする。

上級コース

放送 (M U X - C 1)

1994年12月末現在

科目	目	A. シラバス	B. カリキュラム	C. レッスンプラン	D. 教科書	E. 教材
1. 通信システム概要		○	○	1	3	3
2. 伝送システム概要		○	○	1	3	3
3. 回線設計		○	○	1	3	3
4. 多重化端局及び中継局装置保守・運用		○	○	1	3	3
5. 8M多重システム		○	○	1	3	3
6. 34M多重システム		○	○	1	3	3
7. 2-34M多重システム		○	○	1	3	3
8. 140M多重システム		○	○	1	3	3
9. 光端局装置システム		○	○	1	3	3
10. 光交換システム		○	○	1	3	3
11. 測定器および測定		○	○	1	3	3
実習	放送システム回路試験	○	○	1	3	3

※AおよびBは、有る無しによって○または×

※C、DおよびEは無しの場合は0で有りの場合は一応作成を1、見直し済を2、完成を3の3段階評価とする。

上級コース

ローラル電話 (RRS-C1)

1994年12月末現在

科目	目	A. シラバス	B. カリキュラム	C. レッスンプラン	D. 教科書	E. 教材
1.	通信システム概要	○	○	1	3	3
2.	伝送システム概要	○	○	1	3	3
3.	ローラル電話電波伝搬理論	○	○	1	3	3
4.	基地局装置保守・運用	○	○	1	3	3
5.	中継及び端局装置 保守・運用	○	○	1	3	3
6.	集線装置保守・運用	○	○	1	3	3
7.	測定及び測定器	○	○	1	3	3
8.	システム試験	○	○	1	3	3
9.	統計管理	○	○	1	3	3
10.	保全管理	○	○	1	3	3
11.	回線設計	○	○	1	3	3
実 習	ルート設計演習	○	○	1	3	3
	災害時システム操作	○	○	1	3	3

※AおよびBは、有る無しによって○または×
 ※C、DおよびEは無しの場合は0で有りの場合は一応作成を1、見直し済を2、完成を3の3段階評価とする。

入門コース

光ファイバー心線接続 (OFF-A1・A2)

1994年12月末現在

科目	目	A. シラバス	B. カリキュラム	C. レッスンプラン	D. 教 科 書	E. 教 材
1.	光ファイバー心線接続	○	○	2	3	3
2.	基礎数学	○	○	2	3	3
3.	電子基礎概要	○	○	2	3	3
4.	電子回路	○	○	2	3	3
5.	安藤電気機器演習	○	○	2	3	3
実習	光ファイバー心線接続	○	○	2	3	3

※AおよびBは、有る無しによって○または×
 ※C、DおよびEは無しの場合は0で有りの場合は1、見直し済を2、完成を3の3段階評価とする。

基礎コース

光ファイバーケーブル工事 (OF-B1)

1994年12月末現在

科目目	A. シラバス	B. カリキュラム	C. レッスンプラン	D. 教科書	E. 教材
1. 光ファイバー技術の基礎	○	○	2	3	3
2. 光ファイバーケーブルの工事	○	○	2	3	3
光ファイバー心線接続	○	○	2	3	3
クロージャ処理	○	○	2	3	3
最終試験	○	○	2	3	3
応急ケーブル接続	○	○	2	3	3

※AおよびBは、有る無しによって○または×
 ※C、DおよびEは無しの場合は0で有りの場合は1、見直し済を2、完成を3の3段階評価とする。

基礎コース

保守・運用 (OF-B2)

1994年12月末現在

科目目	A. シラバス	B. カリキュラム	C. レッスンプラン	D. 教 科 審	E. 教 材
1. 光ファイバ技術の基礎	○	○	2	3	3
2. 光ファイバケーブル保守	○	○	2	3	3
3. デジタル多重装置保守運用 (2M-140)	○	○	2	3	3
4. 2M-PCM多重化装置の保守運用	○	○	2	3	3
5. 光端局装置 (140M のOLTE L-SW及び50/W)	○	○	2	3	3
6. 光線路切替装置	○	○	2	3	3
7. 加入者線装置	○	○	2	3	3
多重交換装置と光端局装置	○	○	2	3	3

※AおよびBは、有る無しによって○または×
 ※C、DおよびEは無しの場合は0で有りの場合は一応作成を1、見直し済を2、完成を3の3段階評価とする。

上級コース

光ファイバケーブル伝送システム (OF-C1)

1994年12月末現在

単 目	A. シラバス	B. カリキュラム	C. レッスンプラン	D. 教 科 書	E. 数 材
1. 光ファイバ技術の基礎	○	○	2	3	3
2. 光ファイバケーブル化技術	○	○	2	3	3
3. システム設計概要	○	○	2	3	3
4. 実施設計概要	○	○	2	3	3
5. 光ファイバケーブル工事 (理論)	○	○	2	3	3
6. 光ファイバケーブル保守	○	○	2	3	3
7. デジタル伝送基礎	○	○	2	3	3
8. 光ファイバケーブル伝送方式	○	○	2	3	3
9. 測定器及び測定	○	○	2	3	3
光ファイバケーブル布設	○	○	2	3	3
光心線接続・加光処理	○	○	2	3	3
最終試験	○	○	2	3	3
光端局装置・多重機器	○	○	2	3	3
故障探索	○	○	2	3	3
応急ケーブル接続	○	○	2	3	3

※AおよびBは、有る無しによって○または×

※C、DおよびEは無しの場合は0で有りの場合は1、見直し済を2、完成を3の3段階評価とする。

表-6 供与機材利用状況表

< 伝送 > 主要機材活用状況 1/10
1994.12月末現在

	機 材 名	数量	活用度	備考
	無線機材			(210 実習室)
1	無線端局装置 I (パナマ局)	1台	A	
2	無線中継局装置 I (カボナ局)	1台 SD	A	
3	無線端局装置 II (アカハル局)	1台 SD	A	
4	予備パネル類 (31点)	1式	B	
5	監視制御装置 (NSV-68 集中監視装置を含む)	1式	A	
6	NAR予備パネル類 (13点)	1式	B	
7	NAL予備パネル類 (7点)	1式	B	
8	NAS予備パネル類 (4点)	1式	B	
9	NAS予備パネル類 (10点)	1式	B	
	無線測定器			
1	周波数カウンタ	2台	A	MF76A 付属説明書
2	無線波システムアナライザ	2台	A	MF453K 付属説明書
3	無線波信号発生器	2台	A	MG724D1 付属説明書

評価レベル 活用度 (非常に良い A) (時々使用 B) (稀に使用 C)

< 伝送 >

主要機材活用状況

2/10
1994.12月末現在

	機 材 名	数量	活用度	備考
4	増幅機	2台	A	ML4083A 付属説明書
5	加算減算機	2台	B	MN72A
6	スペクトラムアナライザ	2台	A	MS-710C
7	伝送特性試験器	2台	A	ME446A
8	ディジタル・マルチメータ	2台	A	7413IWATSU
	無線用搬送端局装置			7410実験装置
1	搬送端局(母機)	1式	A	
2	搬送端局(子機)	1式	A	
3	分配器(母機)	1式	A	
4	分配器(子機)	1式	A	
5	ケーブル類(3点)	1式	B	
	測定器			
1	VP・PCM 分析機	2台	A	PCM23
2	誤り率測定器	2台	A	ME448A

評価レベル 活用度 (非常に良い A) (時々使用 B) (稀に使用 C)

< 伝送 >

主要機材活用状況

4/10
1994年12月末現在

	機材名	数量	活用度	備考
	遠隔監視装置			2GHz(MUX実習室)OKI製
1	親局用遠隔監視装置	1式	C	
2	子局用遠隔監視装置	1式	C	7470実習室 117V AC ⇔ 48V DC
3	保守用予備パネル類	1式	C	MUX 実習室 117V AC ⇔ 48V DC
	実習用電源装置			MUX 実習室
1	電源整流装置	1式	A	
2	電源整流装置	1式	A	
	光伝送システム			
1	光端局装置 (NORTE)	1H1	A	
2	光端局装置 (SUR)	1H1	A	
3	分配器 (NORTE)	1式	A	FDF DDF
4	分配器 (SUR)	1式	A	FDF DDF
5	スワッチ類 (6点)	1式	B	

評価レベル 活用度 (非常に良い A) (時々使用 B) (稀に使用 C)

< 伝送 >

主要機材活用状況

5/10
1994年12月末現在

	機 材 名	数量	活用度	備考
	測定器			
1	信号発生機	2台	A	(KZ-26C)
2	光可変減衰器	2台	A	W924A
3	テスタースカ-	2台	A	3200
	テスタ 無線装置			ナルトガミエーエス他
1	基地局装置	1式	A	
2	中継局装置	1式	A	
3	端局加入者装置	16	A	
4	スパーホリ 類 (計27点)	1式	B	ニフニク
	測定器			ニフニク
1	DRCSジェネ-	2台	A	ニフニク
2	ピットエーテスタ-	2台	A	ニフニク
3	信号発生器	2台	A	ニフニク
4	オシロス-	2台	A	2445B ニフニク

評価レベル 活用度 (非常に良い A) (時々使用 B) (稀に使用 C)

< 伝送 >

主要機材活用状況

6/10
1994年12月末現在

	機材名	数量	活用度	備考
5	パワー	2台	A	ME4803A マニター
6	周波数カウンタ	2台	A	MF76A マニター
7	リスター	2台	A	マニター
8	ターボ	12台	A	マニター
9	伸縮柱	2台	B	マニター
10	スペクトラムアナライザ	1台	A	MS611A マニター
11	トラックングレシバ	1台	A	M1672A マニター

評価レベル 活用度 (非常に良い A) (時々使用 B) (稀に使用 C)

<光ファイバ-伝送システム>

主要機材活用状況

7/10
1994年12月末現在

	機 材 名	数量	活用度	備考
1	光ファイバケーブル	2Km	A	
2	SM型緊急光ファイバケーブル	2組	A	
3	光ファイバ 融着接続機	4組	A	
4	光ファイバ 接続部補強用加熱器	2組	A	
5	光ファイバカッター (卓上型)	2組	A	
6	知-ホ-穴空カッター	3個	A	
7	コネクタ組立	2個	A	
8	LED 光源	2組	A	
9	光ポンプ	4台	A	
10	光モニター	2台	A	
11	光ファイバ材料ルータ	2台	A	
12	光ファイバファイバ- (OTDR)	2組	A	
13	光スペクトラムファイバ-	2台	A	
14	白色光源	2台	A	

評価レベル 活用度 (非常に良い A) (時々使 B) (稀に使用 C)

<光ファイバ伝送システム>

主要機材活用状況

8/10
1994年12月末現在

	機 材 名	数 量	活 用 度	備 考
15	光通信実験装置(9項目)	16	A	AQ8312 AQ8313 については1組のみ

評価レベル 活用度 (非常に良い A) (時々使用 B) (稀に使用 C)

< 共 通 >

主要機材活用状況

9/10
1994年12月末現在

	機 材 名	数 量	活 用 度	備 考
	共通機器			
1	パソコン	6台	A	
2	コンピュータ(事務用)	6台	A	
3	コンピュータ(教育用)	4台	A	
4	プリンター(事務用)	4台	A	
5	プリンター(教育用)	1台	A	
6	テレビジョン	6台	B	
7	冷蔵庫	1台	A	
8	VTR	3台	B	
9	ビデオカメラ	2台	B	
10	ビデオ機	1台	A	
11	電動キリヤカ	1台	A	
12	マルチ装置	1台	A	
13	発電発電機	5台	C	

評価レベル 活用度 (非常に良い A) (時々使用 B) (稀に使用 C)

< 共通 >

主要機材活用状況

10/10
1994年12月末現在

	機 材 名	数量	活用度	備考
14	7-加	1台	A	
15	安定化電源	22台	A	
16	自動車	1台	A	7-加用車
17	自動車	1台	A	7-加 (三菱)
18	自動車	1台	A	7-加 (トヨタ)
19	自動車	1台	A	貨物 (三菱)
20	自動車	1台	A	7-加 (トヨタ)
21	自動車	1台	A	7-加 (三菱)

評価レベル 活用度 (非常に良い A) (時々使用 B) (稀に使用 C)

表-7 パナマ側投入 (年度別予算及び実行額)

1. プロジェクトの年度別予算及び実行額 (人件等)

1995.1.23

項 目	1991年			1992年			1993年			1994年			1995年		
	A	C		A	C		A	C		A	C		A	C	
PERSONAL 人件費	12,000.00	0.00		151,176.00	139,553.38		190,880.00	156,079.73		202,401.00	189,785.94		219,383.00		
NO PERSONAL 人件費以外	54,740.00	31,041.13		93,000.00	52,584.37		94,120.00	65,139.26		79,150.00	70,520.79		72,400.00		
MATERIALES Y GENERALES 物品費及び消耗品費	14,050.00	7,266.13		12,475.00	5,799.66		13,375.00	6,466.93		11,450.00	5,818.34		12,150.00		
MAQUINARES Y EQUIPO 機材・機器	7,781.00	5,813.30		0.00	0.00		2,593.00	2,077.20		1,780.00	1,600.00		281.00		
SEGURO Y OTROS 保険その他	0.00	0.00		21,456.00	20,287.43		25,590.00	21,337.59		27,960.00	25,581.72		32,233.00		
合 計	88,571.00	44,120.56		278,107.00	218,224.84		326,558.00	251,094.71		322,741.00	293,306.79		336,447.00		0.00

注

A: ASIGNACION (予算額)

C: COMPROMISOS (実行額)

* 予算執行について

…会計検査院が許可した額

2. プロジェクトの年度別実行額 (建物・車両等)

項目	1991年			1992年			1993年			1994年			1995年			
	A	C		A	C		A	C		A	C		A	C		
建物		5,570.00			5,570.00			5,570.00			5,570.00					
ガンリン																
建物新築		0.00			0.00			0.00			38,000.00					
自動車修理		24.29			1,807.60			1,679.33			1,848.80					
合計		5,594.29			7,377.60			7,249.33			45,418.80					

3. プロジェクトの年度別予算及び実行額総計 (1+2)

項目	1991年			1992年			1993年			1994年			1995年			
	A	C		A	C		A	C		A	C		A	C		
1 年度別予算及び実行額 (人件費等)	88,571.00	44,120.56		278,107.00	218,224.84		326,558.00	251,094.71		322,741.00	293,306.79		336,447.00	336,447.00		0.00
2 年度別予算及び実行額 (建物及び車両等)	0.00	5,594.29		0.00	7,377.60		0.00	7,249.33		0.00	45,418.80		0.00	0.00		0.00
総合計	88,571.00	49,714.85		278,107.00	225,602.44		326,558.00	258,344.04		322,741.00	338,725.59		336,447.00	336,447.00		0.00

表-8 パナマ側投入 (1995年度INTEL側予算)

INTEL-JICAプロジェクトのための1995年度INTEL側予算

人件費	219,383 B
旅費運送費	72,400 B
材料費	12,150 B
機械器具費	281 B
保険費等	32,233 B
総額	336,447 B

(単位 バルボア=S)

表-9 パナマ側投入 (1995年度INTEL側予算細目)

INTEL-JICAプロジェクトのためのINTEL側1995年度 予算

適 用	金 額
(1) 人 件 費	
①固定人件費	174,538
②時間外手当	12,000
③特別賞与	26,045
④その他特別費	6,800
小 計	219,383
(2) 旅 費 運 送 費 等	
①印刷製本その他	2,000
②公務出張手当 (国内)	50,400
③公務出張手当 (国外)	3,600
④公務出張手当 (PT外)	2,700
⑤運送費 (国内)	2,600
⑥運送費 (国外)	1,600
⑦運送費 (PT外)	1,000
⑧機器保守その他	2,100
⑨動産、器具保守費	3,400
⑩その他維持修繕費	3,000
小 計	72,400
(3) 材 料 費	
①用紙費	520
②教科書	1,000
③その他紙製品費	980
④塗料・インキ費	300
⑤金属材料費	500
⑥工具・道具等費	1,800
⑦その他品費	750
⑧清掃・整頓費	200
⑨事務用品費	1,000
⑩その他材料費	1,100
⑪予備費	4,000
小 計	12,150
(4) 機 械 ・ 器 具 費	
①事務用機械費	180
②事務用動産費	101
小 計	281
(5) 保 険 等 費 用	
①国家社会保険納付金	23,362
②国家教育保険納付金	2,869
③国家労災保険納付金	1,070
④補助基金	573
⑤その他拠出金	4,359
小 計	32,233
合 計	336,447

(単位 バルボア= \$)

表-10 パナマ側投入 (カウンタパート及び管理委員配置状況表)

INTEL-JICAカウンタパート及び総務職員年度別配置状況

平成6年度 第3四半期現在

1995.1.23

カウンタパート	平成2年度 (1990)			平成3年度 (1991)			平成4年度 (1992)			平成5年度 (1993)			平成6年度 (1994)			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
1.DANILO FRANCIS (光C/P)																
2.SERGIO JIMENES (")			3.25													
3.OSCAR AGUILAR (")			3.25													
4.PEDRO O'REILLY (光C/P)																
5.FRANKLIN ROVIRA (")			3.25													
6.RAFael ALVAREZ (")																
7.CLOUDINO NUNEZ (")			4.15												8.1	
8.ALBERTO THOMPSON (")			3.25				12.23退職									
9.FELIX WILLIAMS (")					1.14											
10.WALTER THOMPSON (")			4.15													
12.LUIS CASTILLO (伝送C/P)						7.8										
13.MARIA L. BUITRAGO (")						7.12										
14.RIGOBERTO MENDOZA (")																
15.LUIS BARAHONA (")						7.12										
16.RICARDO SILVERA (")						7.12					10.5退職					
17.MILKA DE CASTILLERO (伝送C/P)																
18.LUIS GONZALEZ (")																
19.LUIS NUNEZ (")																
20.ROLAND MARIN (")						7.8										
21.FRANCISCO URENA (")						7.12										
22.RAUL REYES (")						7.8										
23.ELOY ARCIA (")						9.16										
24.ANANIAS CERRUD (")						11.5-3.2					5.2					
25.ALFREDO CHOCK (")											3.5					
26.CARLOS MELGAREJO (")																95.1.2兼任(MARIA後任)

INTEL-JICAカウンタパート及び総務職員年度別配置状況

平成6年度 第3四半期現在

総務社員	平成2年度 (1990)			平成3年度 (1991)			平成4年度 (1992)			平成5年度 (1993)			平成6年度 (1994)		
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
1. JOSE QUINTERO (主任)	3.18	4.17(退職)													
2. ALBERTO OSTIA (主任)	4.18													5.8	
3. JOSE RODRIGUEZ (主任次長)			12.17												5.8
4. EDWIN CASTILLO (主任)															
5. MITZI M. CALDERON (総務)															5.19(退職)
6. VIC. HERRERA (総務)	3.18														
7. GLADYS SANDOVAL (秘書)	2.22						1.16								
8. AGNES REAL (経理)															
9. MANUELA DE HERRERA (経理)	4.29														
10. RUDY CARDOCE (運転手)	1.4														10.9
11. PORFIRIO BATISTA (総務)								1.16							10.29
12. VEGA IVELISSE (秘書)															10.18
13. DAISY HERRERA (秘書)															
14. ARMANDO CESPEDES (研修分析)										11.23					
15. CIRILO JOHNSON (研修分析)									12.28						
16. BELGICA MEDINA (研修分析)															
17. MIRIAM CARREIRA (研修分析)															10.25

表-11 カウンターパート研修状況 (1994年度)

氏名	研修項目	研修場所及び期間	研修結果	現在の状況
EDWIN CASTILLO (プロジエクト長) 年齢 38才	電気通信経営管理セミナー - 電気通信経営全般と民営化プロセス - 業務改革と販売戦略及び設備拡充計画 - 資金、人材調達計画 - 人材育成計画	NTT 中央研修センター 1994.10.8 ~ 1994.10.30	民営化後の NTT の経営全般と民営化のプロセス及び経営の基本的な考え方を学び、将来の I N T E L 民営化に対する貴重な存在となる幹部研修であった。	本プロジェクト長として現在活躍しているが、昨年(1994.12.28)に開催されたプロジエクト合同委員会後、組織、体制について、NTT 民営化を踏まえた意見をまとめるの寄与するものと思われる。
ANANIAS CERRUD (伝送C/P) 年齢 32才	ディジタル伝送技術 - デジタル搬送技術 - 光ファイバ伝送技術 - 光ファイバ線路技術 - マイクロシステム - ISDN技術 - システム管理技術 - 実習及び見学 - 7401機器理論及び実習	NTT 鈴鹿研修センター 1994.9.10 ~ 1994.12.18	ディジタル伝送技術について、理論・実技とも今一歩であったが、更に深い知識を得ることを、7401機器の実習を行って実技を習得した。	伝送機器についての経験が浅く、理論的な裏付けに欠けるところがある。研修後、更に自己研鑽を積むことにより、当該の活躍が期待できる。
FELIX WILLIAM (光線送C/P) 年齢 30才	光線送技術 - 伝送技術基礎 - 光ファイバ技術 - 光ファイバ測定実習 - 光ファイバシステム基礎設計 - 光ファイバ伝送方式 - ISDN概要	NTT 鈴鹿研修センター 1995.1.6 ~ 1994.3.18	現在研修中	現在研修中

付 属 資 料

1. ミニッツ
2. 協議結果表
3. INTEL民営化法案可決記事
4. INTEL民営化（再構築）法令（西文及び和文（翻訳））
5. 機械、工具、技術マニュアル、文房具等貸し出し申請について
（西文及び和文（翻訳））
6. コースの需要予測方法（西文及び和文（翻訳））
7. コースの実施方法（西文及び和文（翻訳））

ミニッツ

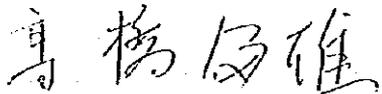
THE MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN THE JAPANESE TECHNICAL GUIDANCE TEAM
AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
THE REPUBLIC OF PANAMA
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE TELECOMMUNICATIONS TRAINING CENTER PROJECT

The Japanese Technical Guidance Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. TOMIO TAKAHASHI visited the Republic of Panama from January 23 to February 1, 1995 to promote smooth and thorough implementation of the Telecommunications Training Center Project (hereinafter referred to as "the Project").

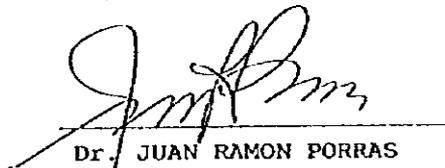
During its stay in the Republic of Panama, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Panamanian authorities of the National Institute of Telecommunications (hereinafter referred to as "INTEL") on technical aspects of the Project and on the desirable measures to be taken by both Governments for the implementation of the Project.

As a result of the discussions, the Team and INTEL agreed to recommend to their respective Governments those matters considered necessary for the effective and successful implementation of the Project as set forth in the attached document.

Panama City, January 30, 1995



Mr. TOMIO TAKAHASHI
Leader
Japanese Technical Guidance Team,
Japan International Cooperation
Agency, Japan



Dr. JUAN RAMON PORRAS
General Manager,
National Institute of
Telecommunications,
The Republic of Panama

THE ATTACHED DOCUMENT

I ACHIEVEMENTS OF THE PROJECT

The Team and the Panamanian side confirmed that the Project was being implemented successfully in accordance with the Record of Discussions on the Extension of the Duration (hereinafter referred to as "the R/D on the Extension") dated March 17, 1994.

1 Activities and Outputs

Activities and outputs of the Project in 1994 had been made as shown in ANNEX 1, in accordance with ANNEX of the R/D on the Extension.

Training courses had been implemented successfully and effective based on the schedule as shown in ANNEX 2.

2 Dispatch of Japanese Experts

A total of four(4) long-term experts as stipulated in ANNEX of the R/D on the Extension have been dispatched. Details of their assignment periods and fields are shown in ANNEX 3.

3 Counterpart Training in Japan

A total of three(3) counterparts have been accepted in Japan for technical training in Japanese Fiscal Year (JFY) 1994.

Details of their training periods and fields are given in ANNEX 4.

4 Provision of Machinery and Equipment

Machinery and equipment to be provided as shown in ANNEX 5 are being procured by the Japanese side in JFY 1994.

(H)

7

5 Assignment of Panamanian Counterparts

A total of 21 Panamanian counterparts stipulated in ANNEX IV of the Record of Discussion dated July 31, 1990 (hereinafter referred to as "the R/D") have been assigned already.

6 Disbursement of INTEL Budget for the Project

INTEL had assigned US\$ 322,741.00 for the Project for the period of 1994 and the actual disbursement for the period of 1994 was US\$ 293,306.79, as shown in ANNEX 6.

II PLAN OF OPERATIONS OF THE PROJECT

1 Activities and Outputs

The planned activities and outputs of the Project from January, 1995 to the end of the duration of technical cooperation for the Project are shown in ANNEX 7.

Implementation program of training courses in 1995 are determined as shown in ANNEX 8.

2 Provision of Machinery and Equipment

The Panamanian side requested the Team that the Japanese side would provide the machinery and equipment listed in ANNEX 9 for JFY 1995 so that the planned activities could be secured.

3 Counterpart Training in Japan

Two(2) seats are assigned for counterpart training in Japan for JFY 1995 as having been informed through the official channel.

(1)
7
3

7

4 Panamanian Budget for the Project

The Panamanian side has assigned US\$ 336,447.00 for the Project for the period of 1995, as shown in ANNEX 10.

III ISSUES

The Team and Panamanian side confirmed that the subjects stipulated in Minutes of Understandings dated March 17, 1994 were being executed favorably as follows:

1 Priority for Training Courses

Japanese experts and Panamanian counterparts give priority to the conducting of training courses, over other activities, in order to avoid delays in the training courses schedule.

2 Detailed Plan for the Courses and the Their Execution

A total of sixteen(16) training courses have been completed based on the training courses schedule as above] -1.

A detailed implementation program of training courses in 1995 has been determined on December 28, 1994.

(14/2)

1

ACTIVITIES AND OUTPUTS OF THE PROJECT IN 1994

ACTIVITIES	O U T P U T S
<p>1. SECURITY (1)To construct the fence around the buildings for the Project. (2)To install the Alarm System inside of all offices for the Project.</p> <p>2.EXECUTION OF THE TRAINING COURSES (1)To execute the improvement plan of the textbooks for the training courses. (2)To execute the all planned courses.</p> <p>3.OTHERS (1)To participate actively the events of technical diffusion and public relations that INTEL request. (2)To hold the new technological seminars of telecommunication for the purpose of enlightenment of the university students and governmental institute personnel included INTEL personnel.</p>	<p>1. SECURITY This measure has the purpose of avoiding the lost of the donated equipment, materials and tools and providing better security to the personnel in order to obtain the effective technology transfer.</p> <p>2.EXECUTION OF THE TRAINING COURSES All levels of the training courses (beginner, elemental, advance) has been conducted. Also through the reviewing of the textbook, the counterparts has been improved the technical level. All of the counterparts has been taken the responsibility to conduct a part of advance courses subject, as a result, their average of technical level has advanced.</p> <p>3.OTHERS In accordance with request of INTEL, it has been possible to make reparation of system faults. It happened frequently so that we recommend to train adequately the operative personnel. Also Japanese experts and Panamanian counterparts has participated the exhibition held at David, Azuero and so on. They has advertised technical cooperation by the project. The new technological seminars of telecommunication has been held for the university students and institute's personnel included INTEL. In the future, they will become high levels technicians and engineers of telecommunications fields in Panama.</p>

Handwritten marks: a circled signature and the number 7.

DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

N A M E	F I E L D	P E R I O D
Mr. ITARU KAI	Chief advisor	Sep. 6, 1991- Jul. 31, 1996
Mr. KIYOJI KUDO	Coordinator	May 30, 1994- Jul. 31, 1996
Mr. HIROYUKI FUKUI	Optical Fiber Cable Transmission System	Apr. 12, 1994- Jul. 31, 1996
Mr. SHOICHI FUKUOKA	Digital Transmission System	Jun. 6, 1994- Jul. 31, 1996

(7)

7

ANNEX 4

COUNTERPART TRAINING IN JAPAN IN JFY 1994

N A M E	FIELD	PERIOD	PLACE OF TRAINING
Mr. EDWIN CASTILLO	Administration	Oct. 08, 1994 - Oct. 30, 1994	Nippon Telegraph and Telephone Corporation
Mr. ANANIAS CERRUD	Digital Transmission System	Sep. 10, 1994 - Dec. 18, 1994	Nippon Telegraph and Telephone Corporation
Mr. FELIX WILLIAMS	Optical Fiber Cable Transmission System	Jan. 06, 1995 - Mar. 18, 1995	Nippon Telegraph and Telephone Corporation

(H)
A

1

ANNEX 5

PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT IN JFY 1994

FIELD	MACHINERY AND EQUIPMENT	PLACE	RESPONSIBLE
Digital Transmission System	1.Measurement set for PCM Digital MUX 2.Optical Attenuator 3.Antenna for Radio Base Station 4.4WD Vehicle for Rural Telecommunication	Digital Transmission System Lab.	Mr.FRANCISCO UREÑA
Optical Fiber Cable Transmission System	1.Optical Fiber Cable 2.Optical Fiber Cord 3.Connecting Materials 4.Basic Training Equipment for Optical PCM Communi- cations	Optical Fiber Cable Transmission System Lab.	Mr.FRANKLIN ROVIRA

ANNEX 6

PANAMANIAN APPROVED AND EXPENSES BUDGET FOR THE PROJECT IN 1994

(UNIT: BALBOA)

I T E M	APPROVED BUDGET	EXPENSES BUDGET
PERSONNEL	202,401.00	189,785.94
TRAVELING AND TRANSPORTATION	79,150.00	70,520.79
MATERIALS	11,450.00	5,818.34
MACHINERY AND EQUIPMENT	1,780.00	1,600.00
INSURANCE AND OTHERS	27,960.00	25,581.72
T O T A L	322,741.00	293,306.79

(7/3)

7

ACTIVITIES AND OUTPUTS OF THE PROJECT

ACTIVITIES	O U T P U T S
<p>1.EXECUTION OF THE TRAINING COURSES</p> <p>(1)To complete all of the planned courses perfectly before the end of July 1996.</p> <p>(2)To make the preparation final reduction and reviewing of the Lesson Plans of all of subjects and courses.</p>	<p>1.EXECUTION OF THE TRAINING COURSES</p> <p>This will get the best development of all of the counterparts technical level, getting to accomplish with all objectives of the project.</p> <p>Consequentially it will succeed the continuous completion and administration of the courses by the instructors themself without direct advise.</p>
<p>2.ACTIONS TO THE COUNTERPARTS</p> <p>(1)To make effective seminars to the counterparts.</p>	<p>2.ACTIONS TO THE COUNTERPARTS</p> <p>It can be arise the level of positive thinking of the counterparts at the work with proper initiative and major disposition.</p>
<p>3.OTHERS</p> <p>(1)To be visual the prospect of sustainability from the courses execution ,training levels, modernizing the training plan and organization of INTEL through the its restructuration.</p> <p>(2)To recommend to make proper personnel exchange system between the Project and the field in order for instructors to accumulate field experience and later disseminate the techniques learned.</p>	<p>3.OTHERS</p> <p>After the end of the project, the counterparts can asume the administration and execution of the courses mantaning a high level of itself.</p>

(1)
TH
3

1

DIGITAL TRANSMISSION - OPTICAL FIBERS

PROGRAM FOR COURSES IN 1995

INTELLICA PROJECT

COURSES	PAR-TIC-I-PANT	DURA-TION- Days	INSTRUCTOR	PLACE	1995															
					JANUARY	FEBRUARY	MARCH	APRIL	MAY	JUNE	JULY									
CP-001 Maint. & Oper. of Optical Fibers	10	20	Lee Castles / Eloy Aron	Microwaves Laboratory																
MO-001 Inexpensive System	5		Roberto March	Optical Fiber Laboratory																
CP-002 Maint. & Oper. of Transm. Eq. for Optical Fiber Cables	10	10	Francis Korman/Sergey Aronovitz Oscar Aguilera	Optical Fiber Laboratory																
CP-003 Optical Fiber Cable Transmission System	10	20	Oscar Aguilera/Marysle Casado Walter Thompson	Optical Fiber Laboratory																
CP-004 Maint. & Oper. of Digital Multiplex Systems	10	20	Armen Gurmel / Alfredo Chocot Carlos Magarinos	Auditorium Laboratory																
CP-005 Splicing and Basic Connect for Optical Fiber Cables	10	10	Sergey Aronovitz Walter Thompson	Optical Fiber Laboratory																
CP-006 Installation of Optical Fiber Cables	10	10	Sergey Aronovitz Armeda Casado	Optical Fiber Laboratory																
CP-007 Digital Radio Transmission	10	10	Lee Castles / Eloy Aron Roberto March	Circuit Laboratory																
CP-008 Optical Fiber Cable Transmission System	10	10	Lee Castles / Eloy Aron Francisco Utrilla	Rural Radio Laboratory																
CP-009 Digital Radio Transmission	10	10	Lee Castles / Eloy Aron Francisco Utrilla	Rural Radio Laboratory																
CP-010 Maint. & Oper. of Transm. Eq. for Optical Fiber Cables	10	10	Armen Gurmel / Alfredo Chocot Carlos Magarinos Oscar Aguilera Felix Williams	Auditorium Laboratory Optical Fiber Laboratory																
CP-011 Maint. & Oper. of Digital Radio Transmission	10	20	Lee Castles / Eloy Aron Francisco Utrilla	Optical Fiber Laboratory																
CP-012 Digital Multiplex Equipment	10	10	Lee Castles / Eloy Aron Roberto March	Optical Fiber Laboratory																
CP-013 Optical Fiber Cable Transmission System	10	20	Francis Korman Sergey Aronovitz	Optical Fiber Laboratory																
CP-014 Digital Multiplex Transmission	10	10	Armen Gurmel / Alfredo Chocot Carlos Magarinos	Circuit Laboratory																
CP-015 Splicing and Basic Connect for Optical Fiber Cables	10	10	Felix Williams Alejandro Casado	Optical Fiber Laboratory																

Legend:
 Upper Row: Progress
 Lower Row: Results



MACHINERY AND EQUIPMENT

FIELD	ITEM	QUANTITY
DIGITAL TRANSMISSION SYSTEM 1.MICROWAVE RADIO SYSTEM	(1)MULTIPATH FADING SIMULATOR	1SET
2.DIGITAL TRANSMISSION MUX	(1)PCM DIGITAL MUX DISTRIBUTOR VACANT RACK AND TERMINAL BOARD	2SETS & 6PCS
	(2)2M PCM DIGITAL MUX 64K DATA CHANNEL UNIT(6CH)	4PCS
3.RURAL TELECOMMUNICATION SYSTEM	(1)MULTIPOWER METER	2SETS
	(2)PORTABLE SPECTRUM ANALYZER WITH TRACKING GENERATOR	1SET
OPTICAL FIBER CABLE TRANSMISSION SYSTEM	(1)JELLY FIELD CABLE CLEANING KIT	5SETS
	(2)MEASUREMENT CABLE AND OTHERS	
	(2)-1.JUMPER CORD WITH UNIFICATION PLUG	4SETS
	(2)-2.LD MODULE	2SETS
	(2)-3.WRIST EARTH	2SETS
	(2)-4.COAXIAL CORD	3SETS
	(3)MEASUREMENT EQUIPMENT AND OTHERS	
(3)-1.EXPERIMENT EQUIPMENT FOR OPTICAL FIBER CABLE LOSS AND WAVELENGTH CHARACTER	1SET	
(3)-2.EXPERIMENT EQUIPMENT FOR PCM TELE-COMMUNICATION	1SET	
COMMON	(1)SERVER OF LAN SYSTEM	1SET
	(2)BINOCULARS	2PCS
	(3)POWER SUPPLY EQUIPMENT FOR EMERGENCY	1SET

①
1

ANNEX 10

PANAMANIAN APPROVED BUDGET FOR THE PROJECT IN 1995

(UNIT: BALBOA)

I T E M	APPROVED BUDGET
PERSONNEL	219,383.00
TRAVELING AND TRANSPORTATION	72,400.00
MATERIALS	12,150.00
MACHINERY AND EQUIPMENT	281.00
INSURANCE AND OTHERS	32,233.00
T O T A L	336,447.00

175
A

調查結果表

項目	現状及び問題点	対処方針	備考
I プロジェクトの目的及び内容 1 プロジェクトの目的	I プロジェクトの目的及び内容 1 プロジェクトの目標(評価調査) <上位目標> デジタル伝送、光ファイバ伝送分野における電送通信サービスの向上。 <プロジェクト目標> デジタル伝送、光ファイバ伝送分野における操作・保守の中堅技術者の養成	●プロジェクトの目的並びに各分野の協力範囲及び対象について、確認する。 (5月8日大規模研修の結果、9月1日付けで新政策が誕生し、電送通信の人事移動が生じたと思われ、プロジェクトに対する認識を確認する。)	総裁、副総裁等上層部の異動があったが、本プロジェクトは、パナマにとって重要案件であるとの認識は継続して一致しており、対応の変化は無い。
2 プロジェクトの活動と成果	2 プロジェクトの活動と成果 <成果> 電送通信訓練センターにおいて養成されたインストラクター及びアシスタントインストラクターがコース運営を行う。 <活動> 日本人専門家の指導のもとにカウンクパーパートが (1) 教材、レッスンプラン、教科書及びその他の訓練必要材料を整備すると共にシラバス、カリキュラムなどのコース運営システムを確立する。 (2) 訓練用教材の保守・操作を行う。 また、INTEL側は (1) インストラクター業務管理 (2) 訓練用教材の管理・運営 を行う。	●プロジェクト協力期間終了までの活動計画について、確認する。 また、評価調査時から現在までの活動と成果について確認する。	ミニッツANNEX7で確認
3 PDM	3 PDM PDMは、評価調査時において、パナマ側関係者と協議の上作成しており、この中でプロジェクトの成果を客観的に立証可能な指標、立証手段が示された。	●指標及び立証手段によりプロジェクトの成果を確認する。	評価時と同様な資料でプロジェクトの成果を確認した。

項 目	現 状 及 び 問 題 点	対 処 方 針	調 査 結 果
<p>II プロジェクト実施運営体制及びパナマ側インプット</p> <p>1 プロジェクトの組織</p>	<p>II プロジェクトの実施運営体制について</p> <p>1 プロジェクトの組織は、R/Dに記載されており、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの総括責任者……電気通信庁総裁 ・プロジェクトの運営管理者……電気通信訓練センター長 ・合同委員会 ＜議 長＞…電気通信庁副総裁 ＜パナマ側＞…電気通信庁総務局長 …電気通信庁首都管理局長 …電気通信庁地域管理局長 …電気通信庁人材局長 …電気通信庁電気通信学園長 …電気通信訓練センター長 ＜日本側＞ …チーフアドバイザー …調整員 …日本人専門家 …JICA事務所長 	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月8日大統領選挙の結果、9月1日付けで新政権が発令し、電気通信庁幹部人事の移動が生じたと思われ ● 新総裁 (JUAN RAMON PORRAS氏) は電気通信庁 (INTEL) の民営化 (再構築) を前面に打ち出し、組合員の説明等を精力的に行っているとの情報があるが、今後のスケジュール、民営化後の電気通信訓練センターの位置付け、インストラクター (C/R) の確保等について確認する。 ● INTELにおける中・長期計画の策定状況を民営化と併せて確認し、本センターの位置付けを把握するとともに運営管理に必要な予算確保方策等について、今後の方策について調査し、問題あれば協議する。 	<p>面談者リストのとおり</p> <p>2月1日に国会の最終承認があり、民営化の幕が開かれた。今後のスケジュールは、明確には示されなかったが、(1) INTEL株式会社 (株) は、30段階は100% (保有) (2) 48%の株売却 (株) 手続は (子) 備蓄金等) 株入れの公告まで約1年間程度要し、民営化にされるまではトータルで1年半程度を見込んでいる。INTEL全体の民営化であるため、センターを切り離し単独に国の所轄とすることはない。</p> <p>INTELの5カ年計画は、示されたが、部内的に整理・確立された計画ではなく、民営化と合わせて策定を明確にする必要がある。本センターの位置付けについては、国の施策は変化無いため変化無いと見られるが、今後民営化のなかで、株取得法人の意向が大きく反映されることも考えられるため動向を注意深く見守る必要がある。</p>
<p>2 カウンターパート配座状況</p>	<p>2 カウンターパート配座状況</p> <p>カウンターパート及び事務要員の配置は、R/Dにおいては以下のとおり明記されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電気通信訓練センター長 ② 電気通信訓練センター次長 ③ カウンターパート <ul style="list-style-type: none"> a) デジタル伝送システム 教官・3、教官補・6 b) 光ファイバーケーブル伝送システム 教官・2、教官補・4 ④ 事務職員 <ul style="list-style-type: none"> a) 管理スタッフ b) 会計スタッフ c) 秘書 d) その他必要な支援スタッフ <p>合計21名が明記されており、評価調査時のリストは別紙のとおりである。</p>		

項 目	現 状 及 び 問 題 点	対 処 方 針	調 査 結 果								
<p>3 ローカルコスト</p>	<p>延長時におけるINTEL 総教及び電気通信訓練センター長の意志確認において「INTEL 及び訓練センターはC/Pが技術移転を終了するまでは、異動及び離職により日本の技術協力に支障が無いよう引き続き必要な措置をとること。」を確認している</p> <p>また、インストラクターの組織的位置付けとして「インストラクターの現場経験者及び修得技術の普及のため、将来的にセンターと現場との適切な人事異動体制を整えること」を確認した。</p> <p>C/Pの資格要件は、ディジタル伝送及び光ファイバケーブル伝送の各コースの教育に関してR/D記載のプロジェクト基本計画のコース概要に明記されている。</p> <p>インストラクターの資格は、「大学卒、電子又は電気通信技術で伝送関連業務経験年数があり、英語の知識を有している。」となっている。</p> <p>プロジェクト長が専任で任命された。また、プロジェクトの組織についても、合同委員会において、業務のより効果的な運用のため、伝送グループ、光ファイバグループの各々に係長を新たに配置することを決め、各係長が任命された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 最新のC/P及び管理職員の配置状況について確認するとともに、評価調査時のリストと異なる場合は、その理由を確認する。 ● C/Pの離職防止策について、具体的な措置が講じられているかを確認し、問題あれば協議し具体的な措置を講じるように申し入れる。 ● 人事異動体制について確認する。 ● 配置されたC/Pの資格を確認する。 ● 訓練コース実施の遅れを避けるため、専門家、C/Pがプロジェクト以外の活動への参加を控え、訓練コースの実施に専念させることを確認しているが、問題が発生しなかったか確認する。 ● 新たな組織体制を確認する。 	<p>2名の変更があったがいずれも技術移転が終了したと見做され、また、現場経験者及び習得技術の普及のための人事異動との説明があった。離職に対する問題は、現在のところ無く、対策も特に取られてはいない</p> <p>技術の取得が完了したインストラクター（教官）を現場経験者及び習得技術の活用・普及のための異動を行っている。</p> <p>ミニッツIII-Iで確認</p> <p>四半期報告のとおり、ディジタル伝送及び光ファイバケーブル伝送の各グループに係長（コーディネーター）が新たに設置された。</p> <p>ミニッツI-6及びII-4で確認</p>								
<p>3 ローカルコスト</p>	<p>プロジェクト実施に必要な人件費及び行費・機材費等についてパナマ側予算で計上しており、現在までの投入状況は以下のとおりである。（評価調査団資料抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="981 1232 1109 1657"> <tr> <td>1990年</td> <td>15,307パルボ</td> </tr> <tr> <td>1991年</td> <td>43,378パルボ</td> </tr> <tr> <td>1992年</td> <td>64,172パルボ</td> </tr> <tr> <td>1993年</td> <td>58,190パルボ</td> </tr> </table> <p>なお、事務所、訓練機材、訓練コース実施関連の予算及び執行額は、別紙のとおりである。（評価調査団資料抜粋）</p> <p>上記のように予算は毎年安定して承認されているが、執行状況が良くない。</p>	1990年	15,307パルボ	1991年	43,378パルボ	1992年	64,172パルボ	1993年	58,190パルボ	<ul style="list-style-type: none"> ● 1994年の予算及び執行状況を確認する。 ● また、1995年の予算確保状況について確認するとともに、確保された予算の計画的な執行を促す。 	<p>ミニッツI-6及びII-4で確認</p>
1990年	15,307パルボ										
1991年	43,378パルボ										
1992年	64,172パルボ										
1993年	58,190パルボ										

項目	現状及び問題点	対処方針	調査結果
プロジェクト実施状況 1 訓練コース実施状況	<p>訓練コース実施状況 訓練コースの実施状況は、評価調査時点までは以下のとおりである。(詳細は、評価調査資料参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル伝送入門コース …… 2回 ・デジタル伝送入門コース …… 3回 ・デジタル伝送基礎コース …… 1回 ・デジタル伝送基礎コース …… 1回 ・デジタル伝送基礎コース …… 1回 ・デジタル伝送基礎コース …… 1回 ・光ファイバー伝送入門コース …… 7回 ・光ファイバー伝送基礎コース …… 1回 ・光ファイバー伝送基礎コース …… 2回 ・光ファイバー伝送基礎コース …… 1回 <p>なお、四半期報告で報告のあったコース実施は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル伝送入門コース …… 1回 ・デジタル伝送入門コース …… 2回 ・デジタル伝送基礎コース …… 2回 ・デジタル伝送基礎コース …… 1回 <p>延長にかかる意を確定では「INTEL 総説、訓練センター所長は、年度当初に具体的なコース実施時期、担当C/P、訓練コース参加者を確定し、併せて参加者に年度当所に連絡し、責任をもってその計画を遂行する。」となっており、また、「協力期間終了までに各訓練コースは、少なくとも2回以上実施すること。」を確認している。</p> <p>訓練生が受講資格を満たしていない場合等がありコース実施が中止された場合もある。</p> <p>訓練は、訓練生の能力・知識・技術力等によって教材・教科書、又はコース時間までをも変更し、訓練生の状況にあわせて訓練を目指している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●コースの実施状況について把握、確認し問題あれば協議する。(コース名、実施時期、期間、実施場所、担当C/P、訓練生氏名、訓練生確定時期等) ●協力期間終了までのコース実施のための具体的計画を把握、確認し、問題あれば協議する。 ●各C/Pの訓練実施回数について把握、確認する。 ●訓練生の技術習得状況の確認方法について把握、確認するとともに、一定のレベルに達しない場合の対処方法を確定する。 	<p>ミニッツ・イー・イーでコースの実施状況を確認した。なお、訓練生は2か月前に確定 確定(1995年分)についてはミニッツ・イー・イーで確認。残りについても、資料を計画表を入手 各C/P毎のコース実施回数を入手(別添資料参照) 訓練生のレベルチェックは、ポスト、これまでに参加したコースでの実績、訓練生の管理者見解等で事前にチェックをしており、また、技術の習得状況確認はテスト(小テスト)を数回と最終試験を行い、番地点(80点)に達しない場合は追試を行う。追試対象者には、未習得部分を集中的に復習させている。1994年の実績では2-8名/156名であった。</p> <p>上記のとおり</p>

項目	現状及び問題点	対処方針	調査結果
	<p>コース開催直前になり、訓練参加予定者がコースに出られなくなったり、差し替えが行われたりする例が多く発生している(第2四半期報告)</p> <p>訓練生を対象としたアンケートを取っており、これはC/Pの評価に重点をおいた内容となっているが、今後は教科書、レッスンプラン、教程内容改善のためのアンケートとなるよう改善を図るよう要請する。(第1四半期報告)</p>		<p>カリキュラムは、当初計画どおりであり特に問題は無い。レッスンプランは、作成されているが完全なものでない。なお、コース準備のためのタイムスケジュール及び準備についてまとめた文書がある。</p>
2	カリキュラム、レッスンプラン作成状況	カリキュラムを確認する。レッスンプランについても内容を確認するとともに、今後の改訂スケジュールを明確にする。	
3	教材作成状況	教材作成状況を具体的に把握、確認する。(作成、改訂状況等)記載の一覧表を入手し状況を把握する。訓練コース実施状況と対比し問題あれば協議するとともに今後の作成、改訂スケジュールを明確にする。	訓練用教科書の作成及び見直しは、すべて完了している。一覧表は、別添資料参照
4	訓練用機材の保守及び操作について	機材の活用状況・保守管理状況について、評価調査時と同様の表にて確認する。保守管理については、各機材の管理担当者を確認する。	機材活用状況表を確認した。機材は全般的に良く使われている。管理は迅速文書に基づき運用されており、使用者から担当者に申請し、担当者は管理者の承認を得た後使用者に許可を出すこととなっている。返却の場合も同様である。使用許可のための管理者はセンク一長及び各係長であり、また、機材保管管理者は庶務課長である。
	<p>訓練用機材の保守及び操作については別紙のとおりであり、概ね機材は良く活用されている。C/Pによる機材の保守状況極めて良好である。</p> <p>機材の操作能力については、一部の機材を除いて万全とはいえず、いままのこの訓練を要する。(評価調査報告書抜粋)</p>	<p>各C/Pの機材の操作能力について把握、確認するとともに今後の操作能力向上のためのスケジュールを把握する。</p>	

項 目	現 状 及 び 問 題 点	対 処 方 針	調 査 結 果
IV 日本側インフラについて	IV 日本側インフラについて		ミニッツANEX3で確認
1 日本側投入実績について	1 日本側投入実績について		
①専門家派遣	①専門家派遣		
ナニワカヤ	ナニワカヤ		
調整員	調整員		
調整員	調整員		
光ファイバ	光ファイバ		
光ファイバ	光ファイバ		
ファイバ伝送	ファイバ伝送		
短期専門家	短期専門家		
インストラクタ	インストラクタ		
インストラクタ	インストラクタ		
搬送・基礎	搬送・基礎		
搬送・上級	搬送・上級		
搬送・基礎	搬送・基礎		
C/P日本研修	C/P日本研修		
評価調査時までは評価調査団報告書参照	評価調査時までは評価調査団報告書参照		
通簿統計画	通簿統計画		
ファイバ伝送	ファイバ伝送		
ファイバ伝送	ファイバ伝送		
機材	機材		
評価調査時までは評価調査団報告書参照	評価調査時までは評価調査団報告書参照		
ローコスト負担実績	ローコスト負担実績		
資機材購入費	資機材購入費		
消耗品費	消耗品費		
交通費	交通費		
域内旅費	域内旅費		
通信運搬費	通信運搬費		
借料・損料	借料・損料		
備入費	備入費		
会議費	会議費		
雑費	雑費		
合計	合計		

項 目	現 状 及 び 問 題 点	対 処 方 針	調 査 結 果
2 平成6年度日本側投入実績及び計画	①C/P研修 ディスク伝送 Mc ANARIAS CERRUD 94/09 ~ 94/12 光ファイバ伝送 Mc FELIX WILLIAMS 95/01 ~ ②機材供与 PCM多重変換装置測定器セット 本邦製造 光アッテネータ(可変) 本邦製造 光ファイバケーブル 本邦製造 光ファイバケーブル 本邦製造 接続材料他 本邦製造 ルーラル用車両 現地調達 無線機アンテナ 現地調達 ③ローカルコスト負担 一般現地業務費 3,200 千円 セミナー開催費 1,000 千円 現地語教科書作成費 3,500 千円 合計 7,700 千円		ミニッツANNEX4で確認 ミニッツANNEX5で確認

INTEL民営化（再構築）法案可決の新聞記事
（西文及び和文（翻訳））

Asamblea aprueba reestructuración del INTEL

Por
ESPERANZA NAVARRO
FRANCOIS

Con 44 votos a favor y 16 en contra fue aprobado ayer en tercer debate, el Proyecto de Ley "Por el cual se Reestructura el Instituto Nacional de Telecomunicaciones (INTEL) y lo convierte en una sociedad anónima."

La Ley establece que por espacio de un año, el Gobierno Nacional, continúa siendo propietario del 100 por ciento de las acciones, término durante el cual, deberá invertir para hacer atractiva la venta del 49 por ciento de las mismas.

El 49 por ciento de las acciones restante serán destinadas a la empresa privada, mientras que a través del Ministerio de Hacienda y Tesoro, un 2 por ciento constituirá un fideicomiso irrevocable a los trabajadores.

Balbina Herrera, presidenta de la Asamblea Legislativa, aseguró que la aprobación del Proyecto de Ley No. 36, establezca que el 49 por ciento de las acciones que se logre vender, será utilizado para obras sociales e infraestructura.

Explicó que los beneficios no se verán inmediatamente, ya que el proceso tarda un año, para que el INTEL se prepare y pueda vender.

国会INTEL再編案を承認

INTELを再編し株式会社にするための法案が昨日第三回目の討議において賛成44反対16で可決した。

当法によれば、政府は一年以内は全株式の所有者であるが、その間に株の49%の売却に向けて魅力のある会社にするための投資を行わなくてはならない。

49%の株は民営化された企業のものとなり、2%が従業員のための取消し不可能な信託となる。

国会議長バルビナ・エレラ氏は、この第36法が承認されたことで売却される49%の株の利益は公共事業やインフラ整備に向けられると語った。

INTELの準備と売却には1年かかるため、利益は直ぐに見られるものではないと付け加えた。

ラ・エストレージャ・デ・パナマ紙：1995年2月1日

INTEL民営化（再構築）法令
（西文及び和文（翻訳））

Raul H.
01.07.95

LEY No.
De de de 1995

"Por la cual se Reestructura el Instituto Nacional de Telecomunicaciones"

LA ASAMBLEA LEGISLATIVA

DECRETA:

CAPÍTULO I

DE LA CONSTITUCIÓN DEL INSTITUTO NACIONAL

DE TELECOMUNICACIONES, S.A.

Artículo 1. Para los efectos de esta Ley, se entiende por proceso de reestructuración, la conversión del Instituto Nacional de Telecomunicaciones, en adelante denominado INTEL, en una sociedad anónima y la posterior venta, por parte del Estado, de acciones que compongan el capital social de esta sociedad, de conformidad con la presente Ley.

Artículo 2. Se autoriza al Ministro de Hacienda y Tesoro y al Gerente General del INTEL para que constituyan una sociedad anónima que se denominará "INSTITUTO NACIONAL DE TELECOMUNICACIONES, S.A., (INTEL S.A.)", la cual estará sujeta a los requisitos y trámites del Código Fiscal y a la fiscalización de la Contraloría General de la República, mientras el Estado sea el propietario del ciento por ciento (100%) de las acciones del INTEL S.A.

El INTEL, S.A., se regirá por la Ley No.32 de 1927 y por las siguientes disposiciones especiales:

1. El Pacto Social establecerá diferentes clases de acciones;
2. Las acciones de la sociedad serán nominativas;
3. Se requerirá el voto favorable de las acciones que sean propiedad del Estado para la adopción de las siguientes decisiones:
 - 3.1. El aumento o reducción del capital social;
 - 3.2. Las modificaciones que afecten las clases de acciones y

sus derechos o privilegios;

3.3. El cambio del objeto social;

3.4. La disolución o fusión de la sociedad. En caso de fusión, el Estado deberá mantener el porcentaje original de acciones que se le otorga por medio de la presente Ley;

3.5. La política de distribución de dividendos.

- 4) En caso de venta o traspaso de las acciones que sean propiedad de la empresa o consorcio a la cual el Estado le venda el cuarenta y nueve por ciento (49%) de las acciones o de cualquiera otra empresa o persona natural, se tendrá que dar derecho de preferencia al Estado para la compra de dichas acciones, el que dispondrá de un término de sesenta (60) días para hacer uso de este derecho. Cumplido este plazo sin que el Estado ejerza su derecho de preferencia, los accionistas quedan en libertad para vender dichas acciones;
- 5) Ni la empresa o consorcio al cual el Estado le vende el cuarenta y nueve por ciento (49%) de las acciones, ni cualquiera otra empresa privada, podrá poseer más del cuarenta y nueve por ciento (49%) de las acciones del INTEL, S.A.; y
- 6) La Junta Directiva del INTEL, S.A., estará compuesta por no menos de 5 miembros de los cuales no menos de un miembro por parte de los trabajadores.

Parágrafo transitorio. La política de planificación y desarrollo de las telecomunicaciones del país, hasta tanto se dicte la Ley General de Telecomunicaciones y del Ente Regulador, donde se haya establecido esta obligación en forma similar, la fijará el Estado panameño.

Artículo 3. El proyecto de pacto social del INTEL, S.A., deberá ser aprobado mediante resolución por la Asamblea Legislativa.

Artículo 4. Al momento de la inscripción del INTEL, S.A., los activos y pasivos del INTEL pasarán, por ministerio de la presente Ley, al INTEL, S.A.

A la fecha de la transferencia al INTEL, S.A. de todos los activos, derechos, pasivos y obligaciones del INTEL, aquella sociedad emitirá, como compensación, acciones a favor del Estado que representen el ciento por ciento (100%) del capital social accionario del INTEL, S.A. La totalidad de las acciones se emitirán sin valor nominal a favor del Gobierno de la República de Panamá.

Artículo 5. Una vez la sociedad se encuentre debidamente constituida e inscrita, los departamentos correspondientes del Registro Público, a la presentación de la Gaceta Oficial en la que se publique la presente Ley, inscribirán inmediatamente y en cumplimiento de esta Ley, el cambio de titularidad de los bienes inmuebles que a esa fecha aparezcan a nombre del INTEL, sin costo notarial y registral alguno.

Artículo 6. El INTEL, S.A., tendrá en forma exclusiva la facultad de continuar operando los servicios de telecomunicaciones que venía brindando hasta la fecha el INTEL y la Banda B de la Telefonía Móvil Celular, hasta tanto se le otorgue la concesión correspondiente.

CAPÍTULO II

AUTORIZACIÓN PARA LA VENTA DE ACCIONES DEL INTEL, S.A.

Artículo 7. El Consejo de Gabinete queda autorizado para vender, mediante el procedimiento de licitación pública que se reglamenta en esta Ley, hasta el cuarenta y nueve por ciento (49%) de las acciones del INTEL, S.A., a una empresa reconocida mundialmente por

su experiencia en telecomunicaciones o a un consorcio que sea lideralizado por una empresa que cumpla esta condición.

Esta licitación también tendrá como resultado el otorgamiento al INTEL, S.A., de una concesión que le permita mantener las redes y prestar los servicios de telecomunicación básica nacional, interprovincial e internacional, que actualmente provee el INTEL, así como instalar las redes y ofrecer servicios de telefonía celular utilizando la Banda B establecida en el Artículo 5 de la Ley No.17 de 1991. Los períodos y términos de exclusividad no podrán ser mayores de diez (10) años.

Artículo 8. La Junta Directiva del INTEL, S.A., a través de su representante legal, anunciará con una anticipación de por lo menos treinta (30) días calendario, el inicio del procedimiento de venta de las acciones mediante aviso que deberá publicarse durante tres (3) días por lo menos, en tres (3) diarios de circulación nacional, en tres (3) publicaciones internacionales de circulación en Europa, Asia y América, y una (1) vez en la Gaceta Oficial.

Artículo 9. Para los efectos de estimar el valor de venta de las acciones del INTEL, S.A., se utilizarán parámetros reconocidos y utilizados internacionalmente en operaciones similares, que orienten a la estimación del valor de mercado de éstas, calculado por una firma o empresa de reconocido prestigio y experiencia en la materia, según técnicas de evaluación de uso común en la comunidad financiera internacional, y sometiéndolas a la evaluación y recomendaciones técnicas de una Comisión Gubernamental, integrada por funcionarios especializados de la Contraloría General de la República, del Ministerio de Hacienda y Tesoro, del Ministerio de Planificación y Política Económica, del INTEL, S.A., y de la Junta Directiva de esta Institución.

Artículo 10. El Ministerio de Hacienda y Tesoro, en coordinación con la Junta Directiva y el Gerente General del INTEL, S.A., dirigirá el proceso de venta de las acciones y contratará expertos, incluyendo asesores legales y financieros externos, para asistir en este proceso; en ningún caso serán más de tres (3), ya sean personas jurídicas o naturales.

El Gobierno Nacional tomará las provisiones presupuestarias necesarias para el adecuado cumplimiento de este proceso.

Artículo 11. La Junta Directiva del INTEL, S.A., mientras el Estado sea propietario del ciento por ciento (100%) de las acciones, estará integrada por:

1. El Ministerio de Gobierno y Justicia;
2. El Ministerio de Hacienda y Tesoro;
3. El Ministerio de Planificación y Política Económica;
4. El Presidente o la Presidenta de la Asamblea Legislativa; y
5. Un trabajador del INTEL, designado por la directiva del sindicato.

Los dignatarios del INTEL, S.A., mientras el Estado sea propietario del ciento por ciento (100%) de las acciones, serán designados por la mayoría de los integrantes de la Junta Directiva.

Artículo 12. La licitación para la venta de hasta el cuarenta y nueve por ciento (49%) de las acciones del INTEL, S.A., se llevará a cabo de conformidad con las siguientes formalidades:

1. Elaboración del pliego de cargos y especificaciones por expertos en telecomunicaciones, financistas, economistas, juristas y cualquier otro técnico que se requiera;
2. Precalificación;
3. Negociación de los documentos de la licitación y fianza de propuesta;
4. Firma de los contratos de concesión y de compraventa de las

- acciones por los proponentes;
5. Presentación de las propuestas;
 6. Pago de las acciones; y
 7. Adjudicación de las acciones y firma de los contratos de concesión y de compraventa de las acciones por parte del Estado.

Artículo 13. El Ministerio de Planificación y Política Económica y el Ministerio de Hacienda y Tesoro, en coordinación con el Gerente General y la Junta Directiva del INTEL, S.A., establecerán los requisitos para la precalificación de los interesados.

Artículo 14. La precalificación deberá sujetarse al siguiente procedimiento:

1. El Ministerio de Hacienda y Tesoro y el Ministerio de Planificación y Política Económica, en coordinación con el Gerente General y la Junta Directiva del INTEL, S.A., establecerán las condiciones de idoneidad, capacidad técnica, capacidad financiera, capacidad administrativa y los compromisos de responsabilidad requeridos para la precalificación; y las publicarán, por lo menos tres (3) días consecutivos, en tres (3) diarios de circulación nacional, en tres (3) publicaciones internacionales de circulación en Europa, Asia y América, y una sola vez en la Gaceta Oficial;
2. Los participantes acreditarán las condiciones de precalificación requeridas en el plazo que se fije para tal objeto. Este plazo no será menor de treinta (30) ni mayor de noventa (90) días calendario. Dentro de este plazo se concederá un período de consulta por escrito; y
3. El Gerente General del INTEL, S.A., un representante del Ministerio de Hacienda y Tesoro y un representante del Ministerio de Planificación y Política Económica, conjuntamente

te con los asesores técnicos y expertos a que se refiere el Artículo 10, verificarán el cumplimiento de las condiciones de precalificación por parte de los participantes y someterán su recomendación a la consideración de la Junta Directiva del INTEL, S.A.

Para todos los efectos legales, el resultado de esta precalificación será determinado mediante resolución motivada de la Junta Directiva del INTEL, S.A., la que será notificada a todos los participantes por edicto, el que será fijado por dos (2) días hábiles en las oficinas del INTEL, S.A.

Contra esta resolución procederá el recurso de reconsideración, el cual deberá presentarse dentro de los términos que la ley establece. Con este recurso se agotará la vía gubernativa y el interesado tendrá expedita la vía contencioso administrativa.

Artículo 15. Si no resultaren candidatos precalificados o solamente precalificase uno, los representantes del Ministerio de Hacienda y Tesoro, del Ministerio de Planificación y Política Económica, en coordinación con el Gerente General y la Junta Directiva del INTEL, S.A., conjuntamente con los asesores técnicos y expertos a que se refiere el Artículo 10, revisarán las condiciones de precalificación a objeto de convocar a una nueva precalificación, la cual se sujetará a lo establecido en el artículo anterior.

Si en la segunda precalificación no hubiese personas precalificadas, o sólo precalificase una, el Gerente General del INTEL, S.A., conjuntamente con las personas mencionadas en el párrafo anterior, podrán entrar en la etapa de negociación directa de los documentos de la licitación, previa autorización del Consejo de Gabinete.

Artículo 16. Con la notificación de la resolución a que se refiere

el Artículo 14, el Gerente General del INTEL, S.A., pondrá a disposición de los candidatos precalificados la versión preliminar de los documentos de la licitación, incluyendo el pliego de cargos y el proyecto de contrato de concesión, al costo que estime conveniente y señalará la fecha de inicio del período de negociación de estos documentos, el cual no excederá de treinta (30) días calendario.

Artículo 17. Participarán en las etapas subsiguientes de la licitación las personas que hubiesen precalificado o aquellas escogidas mediante negociación directa, al tenor del párrafo segundo del Artículo 15. Sin embargo, estas personas podrán asociarse como socio accidental, en caso que no califiquen como socio operador, siempre que lo autorice el Ministerio de Hacienda y Tesoro y se cumplan las siguientes condiciones:

1. El candidato precalificado tendrá, y así se hará constar en el contrato mediante el cual se constituya el consorcio, la responsabilidad de operar y administrar la concesión en su carácter de socio operador, ya sea por sí mismo o por medio de la persona jurídica bajo la cual licite;
2. El socio operador será el representante de los miembros del consorcio, y como tal, tendrá plenos poderes para obligar individual y colectivamente a todos los asociados;
3. Todos los socios del consorcio serán solidariamente responsables, para con el Estado, de las obligaciones y responsabilidades derivadas de las actuaciones y contratos en los que sea parte el consorcio. Para estos efectos, cada socio suscribirá el contrato de concesión, ratificando esta solidaridad;
4. La cesión parcial o total de las participaciones de cada asociado, deberá ser previamente aprobada por el Ministerio de Hacienda y Tesoro en coordinación con el Gerente General del INTEL, S.A.;

5. Los asociados extranjeros deberán inscribirse previamente en el Registro Público y someterse a las leyes panameñas y a la jurisdicción de los tribunales de la República de Panamá;
6. El contrato por el cual se constituya el consorcio deberá ser sometido por los interesados y aprobado por el Ministerio de Hacienda y Tesoro, antes de la publicación del aviso de convocatoria para el acto de presentación de las propuestas y no se admitirán nuevos miembros una vez sea aprobado; y
7. Los consorcios de que trata la presente Ley se regularán subsidiariamente por las disposiciones del Código de Comercio sobre asociaciones accidentales o cuentas en participación.

Artículo 18. Además de lo establecido en el artículo anterior, los consorcios deberán cumplir con los siguientes requisitos:

1. No se admitirán más de cuatro (4) miembros en el consorcio;
2. El socio operador deberá mantener por lo menos el cincuenta y uno por ciento (51%) de la participación en el consorcio, mientras dure el período de exclusividad. El incumplimiento de esta norma dará lugar, mientras los servicios de telefonía y telex nacional e internacional y de telegrafía internacional del INTEL, S.A., sean prestados sin competencia con otras empresas, a la nulidad absoluta de esa transacción;
3. Para que un asociado pueda tener una participación del treinta por ciento (30%) o más, se requiere que hubiese precalificado;
4. No podrá participar como socio operador ningún fabricante o exportador de equipo de telecomunicación; y
5. No se permitirá la participación de empresas cuya mayoría de acciones sea de propiedad de Estados extranjeros.

Artículo 19. Una vez realizada la precalificación, el Gerente General del INTEL, S.A., iniciará, con los participantes precalificados, la etapa de negociación de los documentos preliminares de la



licitación, para lo cual éstos se pondrán a disposición de los participantes junto con un documento descriptivo de la situación técnica, económica y financiera del INTEL, S.A.

En estas negociaciones participarán conjuntamente con el Gerente General del INTEL, S.A., los representantes que designe el Ministerio de Hacienda y Tesoro y el Ministerio de Planificación y Política Económica, así como los asesores técnicos y expertos a que se refiere el Artículo 10 de esta Ley.

Se permitirá a los participantes precalificados, de la forma más amplia, el examen de los libros y bienes del INTEL, S.A., a fin de que tengan todos los elementos de juicio para la preparación de sus respectivas propuestas.

Durante este período, el Ministerio de Hacienda y Tesoro, en coordinación con el Gerente General del INTEL, S.A., y las demás personas mencionadas en el segundo párrafo de este artículo, negociarán con los participantes precalificados el contrato de compraventa de las acciones y el contrato de concesión, así como modificaciones al Pacto Social, con el objeto de preparar documentos homologados para todas las partes. Este período de negociación tendrá un plazo no menor de noventa (90) días ni mayor de doscientos diez (210) días calendario.

Artículo 20. Finalizadas las negociaciones con acuerdo entre las partes, se someterán a la aprobación del Consejo de Gabinete los documentos de la licitación que se hubiesen convenido, debiéndose aprobar la concesión respectiva mediante resolución motivada por parte de la Asamblea Legislativa.

De no lograrse acuerdo dentro del período de tiempo que determinen el Ministerio de Hacienda y Tesoro, en coordinación con el representante de la Junta Directiva y el Gerente General del INTEL, S.A., éstos elaborarán los documentos finales para la licitación, incluyendo el contrato de concesión y el pliego de

cargos, los cuales deberán ser aprobados por el Consejo de Gabinete.

Artículo 21. Aprobados los documentos finales para la licitación por parte del Consejo de Gabinete, el Ministerio de Hacienda y Tesoro, en coordinación con el Gerente General del INTEL, S.A., y el representante legal de la Junta Directiva del INTEL, S.A., convocará al acto de presentación de las propuestas, publicando el aviso correspondiente por tres (3) días consecutivos, en dos (2) diarios de circulación nacional. Este aviso se publicará con no menos de treinta (30) días de anticipación, e indicará fecha, lugar y hora en que se celebrará el referido acto público. A partir del aviso de convocatoria, se pondrán a disposición de los candidatos precalificados los documentos finales de la licitación.

Artículo 22. El acto para la presentación de las propuestas será presidido por el Ministerio de Hacienda y Tesoro. Participarán, además, un representante del Ministerio de Gobierno y Justicia y otro de la Contraloría General de la República.

También podrán participar en este acto todos los proponentes y sus representantes o apoderados.

En ningún caso se aceptarán pagos con títulos de la deuda pública nacional.

Sólo se admitirá un sobre cerrado por proponente que deberá contener:

1. El precio que se ofrece por hasta el cuarenta y nueve por ciento (49%) de las acciones del INTEL, S.A. y el derecho de la concesión;
2. Los documentos de la licitación aprobados por el Consejo de Gabinete, debidamente firmados por el proponente;
3. La declaración de aceptación del pliego de cargos y demás documentos de la licitación, sin condiciones, objeciones o

reservas; y

4. Un documento de compromiso de pago expedido por un banco previamente aceptado por el Ministerio de Hacienda y Tesoro, en el que el banco se comprometa a pagar, irrevocablemente y en efectivo, la suma ofrecida en la propuesta por hasta el cuarenta y nueve por ciento (49%) de las acciones del INTEL, S.A., y el derecho de concesión. Los términos, condiciones y características de este documento serán establecidos en los documentos de la licitación.

El Ministerio de Hacienda y Tesoro podrá, en el mismo acto, firmar el contrato de compraventa que represente la mayor propuesta, siempre que ésta no sea inferior al precio de venta de referencia.

Artículo 23. El Estado se reserva, en todo momento, el derecho de declarar desierta la licitación o no adjudicarla, cuando considere que no están adecuadamente salvaguardados los intereses públicos.

Artículo 24. Antes de la firma del contrato de compraventa de las acciones del INTEL, S.A. y el de concesión, por parte de los Ministros de Hacienda y Tesoro y de Gobierno y Justicia, respectivamente, el proponente favorecido deberá presentar las fianzas y garantías que se establezcan en el contrato.

Artículo 25. Una vez firmado el contrato de compraventa, el Ministerio de Hacienda y Tesoro entregará al comprador, previo su pago, las acciones del INTEL, S.A. que le correspondan. Para todos los efectos legales, la fecha de pago determinará la fecha de la transferencia de las referidas acciones, las cuales deberán registrarse en el libro de registro de acciones a nombre del comprador.

CAPÍTULO III

DE LA GARANTÍA DE ESTABILIDAD Y PROTECCIÓN DE LOS DERECHOS
DE LOS TRABAJADORES Y SU PARTICIPACIÓN EN EL CAPITAL SOCIAL
DEL INTEL, S.A.

Artículo 26. Al momento de la transferencia de activos y pasivos al INTEL, S.A. de acuerdo con el Artículo 3 de esta Ley, la nueva empresa asumirá y mantendrá a todos los trabajadores del INTEL al momento de la promulgación de esta Ley y su correspondiente pasivo laboral, así como a su organización sindical. El Código de Trabajo, el Reglamento Interno vigente y una Convención Colectiva que contenga como mínimo las prestaciones, derechos y garantías establecidas en la Ley No.8 de 1975, regirán las relaciones laborales a partir de la promulgación de esta Ley. Mientras no se haya celebrado la respectiva Convención Colectiva, regirán las disposiciones de la Ley No.8 de 1975.

Los trabajadores del INTEL, S.A., después de la venta de cualquier porcentaje de las acciones, tendrán las siguientes opciones:

1. Mantener y continuar acumulando sus prestaciones laborales con todos sus derechos; o
2. Solicitar la liquidación de sus prestaciones laborales en efectivo, incluyendo la indemnización; con garantía de un nuevo contrato de trabajo por tiempo indefinido, en los mismos términos y condiciones del que tenían al momento de la liquidación.

En uno u otro caso, el INTEL, S.A. no podrá dar por terminada la relación laboral sin que medie causa justificada prevista por la Ley y según las formalidades de ésta. No se aplicará lo dispuesto en los numerales 1 y 3 del Artículo 212 del Código de Trabajo, a los trabajadores que provienen del INTEL.

Artículo 27. Al momento de la venta de cualquier porcentaje de las acciones del INTEL, S.A., el Ministerio de Hacienda y Tesoro constituirá un fideicomiso irrevocable, designándose al Banco Nacional como fiduciario, al cual el Estado transferirá las acciones que representen el dos por ciento (2%) del total del capital social del INTEL, S.A. Este fideicomiso le otorgará a la Junta Directiva del sindicato de trabajadores del INTEL, S.A., el derecho de elegir no menos de un miembro de la Junta Directiva del INTEL, S.A.

Este fideicomiso se mantendrá en beneficio de los trabajadores del INTEL, S.A. y de sus trabajadores que se jubilen a partir de la fecha de venta de las acciones del INTEL, S.A. El fideicomiso se constituirá de conformidad con la Ley No.1 de 1984, y los dividendos se distribuirán entre los beneficiarios del fideicomiso, de conformidad con la fórmula que se establezca en el instrumento de fideicomiso en el cual se expresará que el fiduciario no recibirá remuneración por sus servicios.

CAPÍTULO IV

DISPOSICIONES GENERALES

Artículo 28. El INTEL, S.A., incorporará a sus programas de administración y control interno, la contratación anual de una firma de auditores independientes de reconocido prestigio, para que analicen todas las operaciones realizadas durante el período fiscal y presenten el correspondiente informe de auditoría, conforme a las normas de contabilidad generalmente aceptadas.

Artículo 29. El proponente que adquiriera las acciones del INTEL, S.A., y el contrato de concesión, no podrá participar en la operación ni en el capital social del operador de la Banda A de telefonía móvil celular, y viceversa.

Artículo 30. Previa la licitación de las acciones y del otorgamiento del contrato de concesión al INTEL, S.A., se deberá haber dictado y promulgado una ley que regule el servicio de telecomunicaciones y la constitución de la entidad reguladora, que estará a cargo de la vigilancia y aplicación de dichas normas.

Artículo 31. El INTEL, S.A., mantendrá la vigencia de los convenios de cooperación técnica celebrados con instituciones públicas de educación superior y garantizará el servicio gratuito de comunicaciones que demanden las redes públicas de datos nacionales e internacionales, como un aporte al desarrollo académico de la Nación.

Artículo 32. Los ingresos provenientes de la venta del cuarenta y nueve por ciento (49%) de las acciones del INTEL, S.A., no podrán ser utilizados para financiar gastos corrientes del Estado, con la única excepción de los gastos que genere el mismo. Después de sufragados los gastos del proceso de venta de las acciones del INTEL, S.A. la totalidad de los dineros provenientes de la venta de dichas acciones deberán ser destinados a inversiones públicas en el sector social.

Para los propósitos de este artículo, los fondos así obtenidos serán transferidos a un fideicomiso que el Ministerio de Hacienda y Tesoro como fideicomitente, constituirá en el Banco Nacional de Panamá como fiduciario. Se deberá obtener la autorización previa de la Comisión de Presupuesto de la Asamblea Legislativa y del Consejo de Gabinete, para la utilización de los fondos fideicomitados en inversiones públicas.

Artículo 33. Mientras el Estado mantenga el ciento por ciento (100%) de las acciones del INTEL, S.A., se aplicará el Artículo 74 del Código Fiscal. El INTEL S.A., se registrará por las normas de

derecho privado, luego que el sector privado adquiriera acciones de esta empresa.

Artículo 34. Serán aplicables al INTEL, S.A., las disposiciones que en materia tributaria establezca el Código Fiscal.

Artículo 35. Se excluye al INTEL, S.A., de la aplicación de la Ley 3 de 1977 y del Decreto Ejecutivo 75 de 1990.

Mientras el Estado sea dueño del ciento por ciento (100%) de las acciones del INTEL, S.A., no se aplicarán a esta empresa los capítulos VII y VIII del Decreto de Gabinete 214 de 1970.

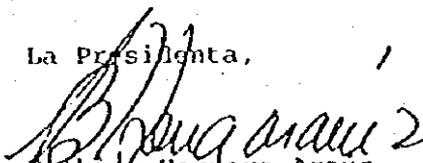
Artículo 36. A partir de la fecha de transferencia de todos los activos y pasivos del INTEL al INTEL, S.A., quedarán derogadas la Ley 80 de 1973, la Ley 36 de 1975, la Ley 6 de 1977, la Ley 2 de 1979 y la Ley 79 de 1973.

Artículo 37. Esta Ley empezará a regir a partir de su promulgación.

COMUNÍQUESE Y CÚMPLASE

Dada en la ciudad de Panamá, a los 31 días del mes de enero de mil novecientos noventa y cinco.

La Presidenta,



Raibina Herrera Arauz

El Secretario General,



Erasmo Pinilla C.

法律 No.
1995 年 月 日

「現法により INTEL（電気通信公社）の再構築化を進めるものである。」

立法議会は以下を布告する；

第 1 章

INTEL 株式会社に関する法律

第 1 条 現法において、電気通信公社、以下 INTEL と呼称する、の再構築の実際の過程、つまり、株式会社への転換を定義するものであり、現法の承認の上で上記会社の資本金を構成する株式の政府側からの放出を規定するものである。

第 2 条 「電気通信株式会社」（INTEL 株式会社）と呼称される会社の構築にあたり、大蔵大臣と、INTEL 総裁に権限を授与するものとし、INTEL 株式会社の株式を政府が 100% 保有している間、前記会社は、税務規定、税務手続、国の会計検査院の監査に従うものとする。

INTEL 株式会社は、1927 年制定の法律 No.32、並びに以下に示す特別規定に従うものとする。

1. 会社法に従い異なる種類の株式を設定する。
2. 会社の株券は記名式であること。
3. 以下の項目の決定については、政府保有株式分の承認が必要とされる。
 - 3.1 資本金の増減
 - 3.2 株式の種類、その権利に影響を与えそうな変更事項
 - 3.3 社会的目的の変更
 - 3.4 会社の解体と合併。会社の合併の場合、政府の株式保有比率は、現法で規定されている割合を維持しなければならない。
 - 3.5 配当の配分法
4. 政府が 49% の株式を売却した企業や団体が保有する株式の売却あるいは移譲を行う場合、および他の企業、個人が同じ行為を行う場合、政府側はそれらの株式を優先的に購入できる権利を所有できるものとし、この権利を行使できる期間は、60 日とする。政府側がこの権利を行使せず、上記期間を経過した場合、株主は前記株式の売却を自由にできるものとする。

5. 政府が 49% の株式を売却する企業あるいは団体、およびその他のいかなる民間企業も INTEL 株式会社総発行株式の 49% 以上の株式を保有することはできない。そして、
6. INTEL 株式会社の取締役会は、5 人以上の人員で構成されるものとし、そのうち少なくとも 1 人は労働者側の代表であること。

暫定条項 国家の電気通信事業の展開およびその開発については、電気通信事業法において規定し、同様にその活動条項の設定は、パナマ政府が決定するものとする。

第 3 条 INTEL 株式会社法の草案は、立法会議の決議により承認されるものとする。

第 4 条 INTEL 株式会社の登記の時点において、INTEL の資産と負債は、現法の仲介によるものとする。

INTEL 株式会社は、その代償として INTEL 株式会社、株式資産の 100% に相当する株式を、政府に対し発行するものとする。全ての株式はパナマ政府名義でその額面は無記入とする。

第 5 条 会社の構築、および登記を然るべき形で終了すると、公共登記に関連する部署は、現法の掲載された官報をもとに現法を即時行使し、その時点で INTEL 名義となっている不動産物件の名義変更の手続きを公証人手数料、およびその他の登記経費、支払免除で実施すること。

第 6 条 INTEL 株式会社は、INTEL とテレフォニア モビル セルラー社の B バンドが現在まで実施してきた電気事業サービスおよび関係する利権を、独占的な形で継承していくものとする。

第 2 章

INTEL 株式会社株式売却の承認

第 7 条 現法によって規定された公開入札の手続きに従い INTEL 株式会社の株式を最大 49% を、電気通信事業の分野での実績が世界的に認められた企業 1 社あるいは、この条件を満たす企業がトップとして君臨する 1 団体に売却する権限を政府の審議会に授与する。

この入札結果として、これまで INTEL が提供している国内、地域間、および国際レベルでの電気通信サービス網を維持していく利権を、INTEL 株式会社に与えるとともに、1991 年制度の法律 No.17 第 5 条で規定されている B バンドを利用してのセルラー電話サービス

の提供および通信網の拡充の権利も与えるものとする。独占事業期間は 10 年を越さないものとする。

第 8 条 INTEL 株式会社の取締役会は、法的代理人を介し、少なくとも 30 暦日逆昇り、株式売却手続の開始を通告しなければならない。また、その公示は、全国レベルの新聞 3 誌に少なくとも 3 日、ヨーロッパ、アジア、アメリカで発行される 3 つの出版誌、および官報に 1 度掲載しなければならない。

第 9 条 INTEL 株式会社株式の売却価格設定にあたっては、同様の操作を行うために国際的に使用され、また国際的な経済社会で通常使用されている評価手口に従い、この件に関し高い経験と評価を得ている会社、あるいは企業で計算された市場での株価の設定の指針となる承認指標を、採用するものとし、国の会計計査院、大蔵省、経済企画庁の専門委員、INTEL 株式会社、同社の取締役会などのメンバーで構成される政府委員会の評価および採定に従うものとする。

第 10 条 大蔵省は、INTEL 株式会社の取締役会、総裁の協力のもと、株式売却の行程を指揮管理し、この作業に介入する法律および財政顧問を含む専門家と契約を結ぶものとする。この場合、契約者数は 3 人より多くならないものとする。

パナマ政府は、この株式売却業務遂行に必要な経費の見積作業を行うものとする。

第 11 条 政府が INTEL 株式会社の株式を 100% 保有している期間、INTEL 株式会社の取締役会は以下の人員で構成されるものとする。

1. 内務/法務省
 2. 大蔵省
 3. 経済企画庁
 4. 立法議会議長
 5. 労働組合執行部より指名された INTEL の労働者 1 人
- 政府側が株式を 100% 保有している期間、INTEL 株式会社上層部メンバーについては取締役会によって、任命されるものとする。

第 12 条 INTEL 株式会社の株式 49% 迄については、以下の形式に従いその売却が行われるものとする。

1. 電気通信事業の専門家、財務家、経済専門家、法律家その他関連する専門家による実績評定書、特務評定書の作成
2. 事前評価
3. 入札および予算の財務書類に関する交渉
4. 競札者側の利権契約／株式売買に関する調印
5. 予算案提出
6. 株式代金の支払
7. 株式の落札および政府側の利権契約／株式売買に関する調印

第 13 条 経済企画庁と大蔵省は、INTEL 株式会社の取締役会および総裁の協力のもと競札参加希望者の事前評価を実施するために、条件などの設定をする。

第 14 条 事前評価は、以下に示す手順に従い実施されるものとする。

1. 大蔵省と経済企画庁は、INTEL 株式会社の総裁および取締役会の協力のもと、事前評価を実施するための適性条件、技術能力、経済能力、管理能力責務遂行能力など基準を設定する。設定された条件、基準については少なくとも 3 日間連続で全国レベルの日刊新聞、ヨーロッパ、アジア、アメリカで読まれている出版物 3 誌、および官報に少なくとも 1 回、掲載されるものとする。
2. 競札参加希望者は、指定された期間における事前評価に必要な条件を満たしていることを証明するものとする。この期間とは、30 暦日以上 90 暦日以内でなくてはならない。この期間内において、調査日を書類にて、認可するものとする。
3. INTEL 株式会社総裁、大蔵省の代表者 1 名、経済企画庁の代表者 1 名は、第 10 条で明記した技術顧問、および専門家と合同で競札参加希望者と事前評価条件の遂行状況についての検討を行い、その結果を INTEL 株式会社取締役会へ提出するものとする。法的手続きとして事前評価の審査結果については、INTEL 株式会社の取締役会の決議事項として決定され、すべての競札参加希望者に告知されるものとし、2 就業日において INTEL 株式会社事務所内に公示されるものとする。

上記決議事項に異論がある競札希望者は、法律で規定されている期間以内に再審査の請求願を提出するものとする。この行政上の処理による道がとざされた場合、競札希望者は請願処理などにその活路を見いだすこととなる。

第 15 条 事前評価により、競札候補者がなかったり、候補者が 1 社という結果となった場合、大蔵省、経済企画庁の代表者は、INTEL 株式会社の総裁、および取締役会の協力のもと、第 10 条で明記した技術顧問および専門家と合同で、再度、事前評価に参加する会社を集めるための条件設定について検討を行うものとする。事前評価については、前項で規定された手順に従い実施されるものとする。

もし、2 回目の事前評価作業においても適格な競札候補者がなかったり、候補者が 1 社（1 人）という結果となった場合、INTEL 株式会社の総裁は、前述した人と合同で、前もって政府委員会によって承認された入札に関する書類を直接検討する作業にはいるものとする。

第 16 条 第 14 条で述べた決議事項の公示をもって、INTEL 株式会社総裁は、適格と認可された候補者たちに対し、実績評定、利権契約、適切な価格などを含め入札に関する書類の草案検討準備にはいる様に然るべき措置を講じるとともに、書類の検討開始の日時を連絡することとする。この期間は 30 暦日を越えない範囲とする。

第 17 条 第 15 条の規定に従い、事前に適格と認可されるか、もしくは入札に関する書類の直接検討によって、適格とされた会社／個人は入札の次の段階に進むことになる。しかしながら、これらの会社／個人が営業会社として認められない場合、大蔵省が認可し、以下の条件を満たしさえすれば代理会社として参加することができるものとする。

1. 事前に適格と認められた入札候補者は、企業連合の形成が契約書にうたわれている様に、営業会社としての性格の範囲内で活動し、利権の管理を行う責務を持つこととし、その責任の範囲において入札を行うこと。
2. 営業企業は、企業連合の代表であり、すべてのメンバーに対し、個別にまた集団的にも権限をもっていること。
3. すべての企業連合の構成員は連帯してその活動および契約条項から派生する義務、責務を政府に対し忠実に遂行するものとする。そのため、各構成員は利権に関する契約書に署名し、この結束を是認するものとする。
4. 各構成員の部分的小および全体的な参加については、INTEL 株式会社総裁調整のもと、大蔵省によって事前に承認されたものでなくてはならない。
5. 外国の構成員は前もって登記所に登録を済しておかねばならないし、パナマ共和国の法律および、パナマ共和国司法当局の判断に従うものとする。
6. 企業連合を形成しようとする契約は、当事者によって守られるべきものであり、提議書提出行為の実施に関する公示が出される以前に、大蔵省によって承認されているべ

- きである。いったん承認を受けると、新しいメンバーは受け入れられないものとする。
7. 現法で取り上げられている企業連合については、代理団体などの件について、商法により補助的な形で規制されている。

第 18 条 前条項で規定されている他に、企業連合は以下の条件を満たさなければならない。

1. 企業連合の構成メンバーは、4 社以上であってはならない。
2. 独占事業形態が存続される期間に限り、営業会社の企業連合内における出資比率は、少なくとも 51% を維持しなければならない。この規定が厳守されない場合、INTEL 株式会社の国内、国際電話、テレックスサービス、国際電報サービスが他社と競合せず提供される限り、この協定は無効となる。
3. 1 つの企業連合構成員が 30% あるいは、それ以上の資本参加をする場合、事前に適格者として評価されていることが条件となる。
4. 電気通信関連の製造業および同機器輸出業者は、企業連合のメンバーとして参加する事はできない。
5. その株式の大半が外国政府の保有となっている企業の参加は認めないものとする。

第 19 条 事前評価作業が終了すると、INTEL 株式会社の総裁は適格と認められた競札参加者と一緒になって、入札関連の草案文書の検討作業を開始する。そのためには、INTEL 株式会社の技術、経済、財務に関する情報を記載した書類をもとに、検討を進めていく措置がとられるものとする。

この検討作業には、INTEL 株式会社の総裁とともに大蔵省と経済企画庁が指名した代表者、並びに現法の第 10 条で明記した技術顧問、および専門家が参加するものとする。

各々の準備のため、すべての判断要因を持って検討活動が実施できる様に、事前に適格の認められたものに対しては、INTEL 株式会社の帳簿、資産に関する調査を認めるものとする。

この期間において、大蔵省は INTEL 株式会社総裁、並びに本条項第 2 段落に明記してある人々たちの協力の上、株式売買および利権契約に関し、適格と判断された競札参加者と協議を行う。同様に全ての関連部署に承認された文書を準備する目的で会社法の改正についても協議される。協議期間は 90 暦日より少なくなく、210 暦日を越えない範囲とする。

第 20 条 両者間の合意に基づき協議が終了すると、適当と判断された入札に関する文書は、政府委員会の認可に従うものとし、立法議会側の決議を介し、各利権は承認されなければならないものとする。

大蔵省をはじめ、INTEL 株式会社、取締役会の代表、同総裁によって決定された期間中に合意が成立しない場合、これらの代表者は利権契約、実績評定などを含め、入札用の最終文書を作成するが、この文書は政府の委員会で承認されなければならない。

第 21 条 政府の委員会によって、入札に関する最終文書が承認されると、大蔵省は INTEL 株式会社総裁、並びに INTEL 株式会社取締役会の法律部門代表者と調整の上、提議書提出の運びとなるが、召集にあたっては、全国レベルの新聞 2 紙に 3 日間に渡り、その公示を掲載するものとする。提議書提出に関する公示は、提出日から 30 日以上の余裕をもち、日時、場所を提示した上で、掲載されるものとする。この公示以降、事前に適格と認められた入札候補者は、入札に関する最終文書の処理に移ることとなる。

第 22 条 提議書提出の行為は、大蔵省によって指揮監督が成されるものとする。この行為には、その他、内務/法務省、国の会計監査院の代表が参加する。

この行為には、すべての提議者、並びにその関係者が参加する。

いかなる場合でも国債による支払は認めないものとする。

提議者によって閉じられた封筒のみを受け付けるものとし、以下の資料を同封すること。

1. INTEL 株式会社株式 49% 分の価格および利権に関する資料。
2. 政府委員会から承認を受け、提議者によって署名された入札に関する文書。
3. 実績評定容認報告書および特別な条件、保留項目などが付帯されていない入札に関するその他の資料。
4. 事前に大蔵省に承認された銀行発行の支払約束状 1 通。これは銀行が INTEL 株式会社株式の 49% と利権に対する入札金額合計を、銀行が取消不能信用状の形で現金で支払うことを約束した書類である。この書類に関する条件、性格については、入札に関する書類において設定済みのものとする。

大蔵省は、この場において株式売却基準価格内で一番高い見積を提出した株式売買契約書に署名するものとする。

第 23 条 政府は一般大衆の関心が十分な形で保護されていないと考慮した場合、いかなる時においても、落札者がなかったことを公表する権利を保留するものとする。

第 24 条 大蔵省および内務／法務省側として INTEL 株式会社の株式売買契約書と利権契約書に署名する以前に、落札者は契約書に規定してあるとおりの担保並びに保証金を提示しなければならない。

第 25 条 売買契約書への署名が終了すると、大蔵省は INTEL 株式会社株式を落札者に譲与することとなるが、この場合落札者は事前に払込を終了しておかねばならない。この手続きのために、払込日は株式譲与日にあわせ決定される。また、落札者の名義は株式登記簿に登録しなければならない。

第 3 章

INTEL 株式会社労働者の権利の保護、および同社の資本参加に関する項目

第 26 条 現法第 3 条の規定に従い、INTEL 株式会社への資産、責務移譲の時点において、新会社は現法が公布される時点における INTEL 社に所属する全ての労働者に対する責任を負うものとし、同様に負債、労働組合組織についても維持することを保証することとする。労働法、現行の内務規則、1975 年制定の法律 No.8 で規定された、労働者の福利厚生費、権利、保証などについての集団交渉協約、これらについては現法が公布されて以降、労使関係に適用されていくものとする。労使間集団交渉が行われるまでの間は、1975 年制定の法律 No.8 の規定に従うものとする。

INTEL 株式会社の労働者は、株式の売却比率度合の進展にかかわらず、以下に示す選択権をもつものとする。

1. 彼らのもつ権利とともに労働手当を維持かつ累積継続していく。
2. 賠償金を含め、労働手当の清算請求する。この場合、清算時と同じ条件で無期限の労働新契約を結ぶことを保証する。

上記のいずれの場合にしても、INTEL 株式会社は、法律並びに法に関する規則で正当化される理由の介在しない限り、労使関係を破棄することはできない。INTEL から移動してくる労働者に対しては、労働法第 212 条 第 1 項および第 3 項を適用しないものとする。

第 27 条 INTEL 株式会社株式の売却比率の度合の進展にかかわらず、大蔵省は、国立銀行を受託者として指名し、取消不可の信託処分を設立するものとする。この銀行に対し、政府側は、INTEL 株式会社の株式総資産の 2% に相当する株式を移譲する。この信託処分は INTEL 株式会社の労働組合の執行部に対し、INTEL 株式会社取締役会に、少なくとも 1 人の役員を選任できる権利を認めるものである。

この信託処分は、INTEL 株式会社労働者と、INTEL 株式会社の株式売却以降に退社した元労働者達の受益を維持することができるものである。信託処分は 1984 年成立の法律 No. 1 に基づき、設定されるもので、その配当は信託処分的手段として設定された形式に従い、信託処分の受益者間で配分されるものとする。受託者については、報酬を受け取らないものとする。

第 4 章 一般措置

第 28 条 INTEL 株式会社は、その管理および内部検査計画の中に有名な会計監査会社との年間契約を組み込むこととする。その目的は、会計年度内に実施された全ての操作を分析し、一般的にも容認された会計基準に沿った会計報告書を提出することである。

第 29 条 INTEL 株式会社の株式および利権を取得した落札者は、テレフォニア モビル セルラー社のバンド A の営業にも加わることができないし、資本参加をすることもできない。また、その逆も同様である。

第 30 条 INTEL 株式会社の株式入札および利権契約に先立ち、電気通信サービスを規制する法律が公示、公布されるべきであり、状況を監視し、前記の法律を適用などにあたる機関の設立が実施されるべきである。

第 31 条 INTEL 株式会社は、公立の高等教育機関との間で締結している技術協力協定を継続していくとともに、国内および国際公共データネットから需要があり、国の学術的発展に寄与するとして実施している、無償の通信サービスを継続していくこととする。

第 32 条 INTEL 株式会社の株式 49% の売却によって得られた収入を、同売却に関する必要経費として使用する以外に、政府の通常財務支出に利用することはできないものとする。INTEL 株式会社株式の売却業務の経費を負担したあとの売却収入の全額は、公共投資の分野に向けなければならない。

この条項の目的を遂行するために、株式売却で得られた資金は、大蔵省を信託贈者とする、信託処分に移譲され、パナマ国立銀行に受託機関がおかれるものとする。信託処分となっている資金の公共投資への利用については、事前に立法議会の予算委員会および政府委員会の承認を得ねばならない。

第 33 条 政府が INTEL 株式会社株式を 100% 保有している限り、会計法第 74 条を適用する。民間企業に INTEL 株式会社の株式が取得されると同社は、民間の規則に従い運営されるものとする。

第 34 条 INTEL 株式会社には、税法で規定されている税政措置が適用される。

第 35 条 1977 年制定の法律 No.3 および、1990 年制定の法令 75 号は INTEL 株式会社には適用されないものとする。

政府が INTEL 株式会社の様式を 100% 保有している間、1970 年に発令された政令 214 号第 7 章および 8 章は同社には適用されないものとする。

第 36 条 資産および負債が INTEL から INTEL 株式会社に移譲された時点で、1973 年制定の法律 No.80、1975 年制定の法律 No.36、1977 年制定の法律 No.6、1979 年制定の法律 No.2、および 1973 年制定の法律 NO.79 は廃止される。

第 37 条 現法は、公布後即時発行する。

周知徹底のこと

1995 年 1 月 31 日

立法議会議長

バルピナ エレラ アラウス

事務局長

エラスモ ビニージャ

機械、工具、技術マニュアル、文房具等の貸し出し申請
(西文及び和文 (翻訳))

MEMORANDUM

4226-94-241
31 de mayo de 1994

PARA : TODO EL PERSONAL DEL PROYECTO INTEL-JICA
DE : DIRECCION DEL PROYECTO
ASUNTO : PROCEDIMIENTO PARA SOLICITUD Y ADQUISICION DE
EQUIPOS, ACCESORIOS, HERRAMIENTAS, MANUALES
TECNICOS Y UTILES DE OFICINA

Mediante la siguiente estamos dando formal establecimiento al procedimiento que a partir de la fecha será de estricto cumplimiento para todo el personal, de tal forma que podamos hacer un uso efectivo de los bienes del Proyecto y mantener el control adecuado para evitar su deterioro o extravío.

A continuacion plasmamos el procedimiento a seguir:

- I. Equipos, Accesorios, Herramientas y Manuales Técnicos.
 1. Se deberá llenar en forma correcta la solicitud que para tales efectos estará disponible.
 2. Esta solicitud deberá ser presentada al coordinador de grupo respectivo para su aprobación.
 3. Una vez aprobada la solicitud por el coordinador debera ser remitida al responsable de los equipos por grupo (Fibras Ópticas: Sr. Franklin Rovira, Transmisión Digital: Sr. Francisco Ureña), quien deberá presentarla al administrador del Proyecto (Lic. Porfirio Batista) y única persona que debera contar con las llaves de los depósitos.
 4. El administrador conjuntamente con el encargado de equipos procederan a extraer del depósito respectivo, el equipo solicitado y a probar su buen funcionamiento en presencia del solicitante.
 5. Una vez probados los equipos se le hara entrega formal al solicitante, el cual deberá regresarlo a más tardar dos (2) días después del término de su utilización.
 6. En el momento de la devolución se debera proceder con el inçeo #4 restituirlos al depósito.

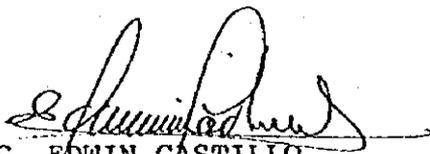
Observación: En el caso de equipos a ser utilizados en cursos se deberá realizar la solicitud con una semana de anticipación al inicio del curso.

II. Materiales y Utiles de Oficina.

1. Se debera llenar la solicitud que para tales efectos estará disponible.
2. Esta solicitud deberá llevar el Vo.Bo. del jefe inmediato o en su defecto del superior inmediato y presentada al administrador.
3. El administrador procederá a la entrega del material solicitado.

Observación: Para todos los casos las personas involucradas deberán exigir una copia de la solicitud debidamente firmada para su control y archivo.

Esperando su cooperación para el efectivo control y ejecución del procedimiento, quedamos a la disposición para cualquier información adicional que estimen conveniente.



ING. EDWIN CASTILLO
DIRECTOR DEL PROYECTO INTEL JICA

C.C. GERENCIA DE RECURSOS HUMANOS
ASESORES JAPONESES

"1994: AÑO DE LA INVERSIÓN, EFICIENCIA Y PRODUCTIVIDAD EN
BENEFICIO DE LA FAMILIA PANAMEÑA"

機材、工具、技術マニュアル、文房具等の申請入手手続き

プロジェクトの機材の管理を正しく行うため、以下の手続きを決定する。

I. 機材、備品、工具、技術マニュアルについて

1. 申請書に正しく記入
2. 申請書を係長に渡し承認をもらう
3. 係長の承認後、各グループの機材担当（光ファイバーと伝送に各々1人ずつ）に申請書を渡し、この担当者が倉庫の鍵を保管する総務課長に書類を渡す。
4. 総務課長と機材担当は2人で倉庫から要請された機材を取り出し、申請者立会のもと、その機材が正しく機能するか確認する。
5. 機材が正しく作動するか試された後、申請者に正式に渡される。使用終了後、2日以内に返却しなくてはならない。
6. 返却の際、貸出時（4項）と同じ手続きを踏む。

注) コースで使用する場合は、コース開始1週間前には申請すること。

II. 教材、文房具について

1. 申請書に正しく記入
2. 直属の上司に承認をもらい（直属の上司がない時はその上の上司）、総務課長に提出
3. 総務課長は申請されたものを渡す。

注) いずれの場合でも管理のため承認済の申請書のコピーを関係者は入手し、ファイルする。

